

50 昭和 10 年度

B 臨時

(前頁と合せて1表)

道 廳 及 府 縣	勸業補助費 (円)	社会事業費 (円)	社会事業補助費 (円)	慈善賑恤救済及罹災救助基金補充費 (円)	積立金 (円)	特別會計 繰入戻入 及繰入金 (円)	地方改良費 (円)
北海道	226,975	—	32,063	100	—	194,494	—
青森	146,604	—	22,659	—	—	12,623	—
岩手	59,295	—	5,000	9,513	—	105,027	—
宮城	289,516	38,055	—	2,000	—	52,586	—
秋田	147,026	—	19,955	6,000	—	17,053	—
山形	153,587	32,250	—	—	—	52,982	—
福島	82,310	14,545	18,461	—	—	25,571	—
茨城	234,625	26,270	21,513	—	—	70,518	—
栃木	103,884	1	14,359	—	—	45,160	1,465
群馬	108,734	6,780	8,161	—	—	71,620	2,400
埼玉	193,824	29,230	—	9,800	1	34,229	—
千葉	176,398	9,200	3,648	886	—	228,562	—
東京	111,359	253,276	121,460	—	10,000	350,626	—
神奈川	135,654	36,476	—	—	—	22,364	—
新潟	257,658	—	6,290	3,732	—	22,353	2,900
富山	118,934	—	11,525	—	—	84,343	—
石川	434,079	—	423	—	—	50,083	—
福井	170,170	—	10,150	9,119	—	38,513	3,000
山梨	114,932	—	836	2,300	—	63,698	—
長野	50,091	34,622	—	—	200	46,467	—
岐阜	311,936	—	27,456	—	—	321,471	—
静岡	301,289	—	3,450	16,250	2,397	323,434	—
愛知	427,457	—	109,913	—	—	139,561	—
三重	267,417	—	21,191	—	—	114,098	—
滋賀	116,888	1	18,273	—	—	5,007	—
京都	144,175	—	—	—	—	67,969	—
大阪	236,796	136,131	94,900	5,000	—	296,857	37,750
兵庫	862,845	—	204,251	22,749	—	251,289	—
奈良	107,291	—	12,851	4,227	—	44,140	—
和歌山	241,445	9,483	28,256	—	—	25,073	—
鳥取	70,650	1,000	12,720	—	—	57,936	3,000
島根	708,985	1,800	20,275	—	—	27,794	—
岡山	495,576	5,000	31,703	—	—	79,320	—
広島	216,248	60,126	123,959	—	—	164,025	—
山口	48,529	—	24,837	3,634	—	29,263	—
徳島	132,313	2,510	18,519	4,000	—	76,578	—
香川	85,789	10,712	11,902	—	—	22,364	—
愛媛	235,454	—	34,581	—	—	33,979	—
高知	272,190	—	13,800	2,184	—	29,636	—
福岡	919,472	99,240	88,785	—	11,000	20,500	—
佐賀	93,365	10	6,654	3,212	—	8,656	—
長門	92,748	—	2,300	—	30,000	6,102	—
熊本	255,280	—	3,847	8,916	—	24,945	—
大分	73,267	—	—	—	—	108,631	—
宮崎	207,699	—	8,484	—	—	110,353	—
鹿児島	230,843	—	36,815	4,615	—	97,962	—
沖縄	31,771	—	—	—	—	15,460	—
合計	10,503,373	806,718	1,256,425	118,237	53,598	4,091,325	50,515

道府縣歳出 (當初豫算)

部

児童就学 奨励資金 繰入金 (円)	自作農創 設維持資 金繰入金 (円)	統計費 (円)	其他の 補助費 (円)	其他諸費 (円)	臨時部 合計 (円)	歳出總計 (円)	道 廳 及 府 縣
—	—	18,197	24,155	147,555	3,271,943	11,242,835	北海道
—	3,364	1,881	2,930	100,935	2,800,554	5,824,585	青森
419	1,953	3,346	5,600	—	1,798,641	4,503,738	岩手
800	292	4,658	1,320	71,187	6,348,577	9,676,445	宮城
—	2,300	5,455	5,680	1	3,484,215	6,313,122	秋田
50	—	—	9,630	47,489	5,488,442	9,263,960	山形
1,792	—	1,462	4,950	50,366	5,127,263	8,853,392	福島
2,000	—	4,065	4,149	2,600	2,404,561	7,475,224	茨城
2,001	—	—	3,922	10,486	3,301,108	6,878,987	栃木
1,943	24,244	33,113	8,177	33,039	3,891,516	7,429,170	群馬
—	—	9,774	9,768	5,509	4,130,700	9,029,794	埼玉
—	27,802	—	6,440	13,853	4,662,864	9,947,037	千葉
—	—	—	10,620	110,826	26,015,060	61,602,151	東京
1,000	—	—	5,468	147,188	4,690,550	12,093,217	神奈川
2,595	—	12,000	1,495	50,945	9,187,662	15,364,370	新潟
100	—	2,245	24,352	—	6,665,546	10,378,316	富山
1	—	—	8,040	100	3,466,813	6,644,842	石川
—	—	4,321	590	200,161	2,126,195	5,450,789	福井
—	2,880	3,360	1,270	2,258	1,677,383	4,324,210	山梨
—	—	25,976	9,698	4,462	5,664,583	12,376,228	長野
300	9,256	14,195	4,845	7,464	5,480,649	9,843,318	岐阜
—	—	4,000	24,212	—	8,824,950	14,791,633	静岡
2,501	—	6,396	12,204	96,831	15,180,375	24,840,000	愛知
—	8,663	—	1,500	1,000	4,635,097	8,984,515	三重
—	—	4,234	4,850	4,010	3,147,692	6,945,530	滋賀
4,347	25,059	—	2,000	5,000	6,857,925	15,228,081	京都
—	—	—	—	72,314	13,330,985	30,057,301	大阪
—	—	—	26,425	8,967	18,520,048	29,694,168	兵庫
—	—	—	5,005	300	1,384,065	3,896,485	奈良
20	—	7,152	12,146	—	4,428,987	7,506,553	和歌山
600	922	1,500	700	—	2,561,486	4,527,131	鳥取
—	—	2,528	5,587	129,260	5,474,479	8,688,440	島根
1,876	8,358	—	11,020	76,914	4,312,493	9,344,963	岡山
4,500	—	13,783	17,405	—	7,807,637	13,819,522	広島
6,757	—	5,582	6,815	20,000	4,214,736	8,747,633	山口
3,000	—	5,680	4,820	4,692	2,888,859	5,972,877	徳島
—	—	—	10,610	—	2,673,086	5,200,520	香川
—	—	—	14,347	—	3,552,911	7,878,236	愛媛
648	—	2,000	1,500	725	2,441,950	5,126,395	高知
—	—	6,649	18,017	68,790	10,498,082	20,220,000	福岡
500	2,115	10,000	4,643	24,678	2,585,802	5,308,412	佐賀
—	—	—	2,060	—	2,311,834	5,942,159	長門
12,296	3,121	5,706	22,456	—	4,219,441	8,815,049	熊本
—	3,871	—	9,623	1,500	3,692,343	7,361,034	大分
—	—	—	6,000	48,151	2,165,019	5,604,080	宮崎
2,530	—	8,120	8,615	—	4,846,189	9,066,483	鹿児島
5,535	603	—	1,928	19,445	535,971	1,775,350	沖縄
57,606	124,803	227,378	387,582	1,589,001	254,777,267	509,858,280	合計

地方財政改善策特輯

「都市問題」
八月號
菊判七〇〇頁

地方財政改善策特輯發刊に就て… 本會事務局 工藤 岡野 昇

地方財政改革の焦點……………	京大教授 藤博 汐見三郎
地方財政改善の基調……………	前新潟縣知事 千葉了
地方財政改善の前提要件……………	衆議院議員 船田中
地方財政改善上の實際問題……………	實業調査工銀行 元山修二
地方財政改革に於ける地方行政改革の地位……………	中央大教授 八木澤善次
地方財政改善の諸問題……………	評論家 松田雪堂
地方財政改善に対する感想二三……………	時事論說委員 西野喜興作
地方財政改善と其の前提……………	全學統一全國會議 織本侃
地方財政改善私見……………	長野縣農民自治會 長野朗
地方財政改革の立場……………	立大教授 河西太一郎
多難の地方財政……………	大阪商大講師 藤谷謙二
地方財政の再檢討……………	川越市長 早川金十郎
地方財政の觀點に就て……………	内閣調査部調査員 福澤泰江
都市財政の現状と其の打解……………	大阪市監査部長 大塚辰治
都市の財政と市營保險事業……………	關山市長 中野有光
農村經濟と地方財政……………	東京商大教授 法博 内池廉吉
農村財政調整の位置……………	東京商大教授 東畑精一
農村財政の特異性を中心として……………	國民院議員 木村靖二
府縣財政管見……………	奈良縣知事 一戸二郎
人口の移動と地方教育費問題……………	東京商大教授 法博 上田貞次郎
小學校の建直し……………	東京商大教授 法博 下村海南
地方財政の一般的救済は無用……………	前東京市助役 菊池慎三
不勞增價税・彈力的交付金の組織化……………	名古屋商大教授 高島佐一郎
財政調整の基準……………	和歌山商大教授 大畑文七
地方財政調整問題……………	大阪商大研究所 高砂恒三郎
獨占企業の官公有化の提唱……………	衆議院議員 安部磯雄
地租委譲を主要す……………	元東京市助役 田川大吉郎
地方税の歴史性より國稅地方税の 相關性を觀る……………	明大電大各教授 北崎進
地方財政改善と新財源……………	明大教授 小島憲
廣瀬市財源を中心とする一考察……………	廣瀬市助役 岡野鑑記
地方財政改善と産業……………	衆議院議員 大口喜六
餘利勞働力の生産化と地方經濟の再建設……………	早大教授 久保田明光
國家・地方財政の社會經濟的作用……………	慶大教授 高木壽一
景氣政策も疑問である……………	東洋經濟新報社 三宅晴暉
現下の財政に於ける地方債の意義……………	慶大教授 永田清
我國地方財政の現状……………	研究員 岡野文之助
歴代内閣の地方財政對策……………	研究員 濱間驥一
英國地方税制の檢討……………	大阪商大協會理事 小川市太郎
最近アメリカの地方財政々策……………	研究員 藤澤孝 弓家七郎
最近に於ける瀕邊地方財政對策……………	研究員 小田忠夫
各種團體の地方財政改善に関する主要要望……………	司會 菅原忠治郎
各政黨の綱領政策に現れたる地方財政……………	本會編輯室
地方財政改善問題と新聞紙最近の論調……………	同
地方財政改善策に関する文獻目錄……………	藤田武夫 資料室

(定價 一圓六十錢・送料五錢)

東京市政調查會 東京市日比谷公園内
發售東京七一六〇九

附1

附 錄

I

滿洲國都市

概 説

都市制度 滿洲國の地方制度改正は建國以來の懸案であつたが、康德元年 12 月 1 日より新地方制度の實施を見るに至つた。新制度の要點は古き行政區劃を改めて出来る丈中央集權的の制度を鞏固ならしめると共に、各省の行政區劃を相互に均衡を得しむることにあつた。

從來同國の地方行政は所謂東北 4 省即ち奉天、吉林、黑龍江、熱河の 4 省と興安 4 分省並に北滿特別區、2 特別市を第一級地方行政機關としてゐたが、新省公署官制の實施並に治蒙の主體機關たる蒙政部の確立と興安省行政區劃の整備充實の結果、在來の 4 省を廢して新たに民政部直轄奉天、吉林、龍江、熱河、濱江、錦州、安東、間島、三江、黑河の 10 省を設け又熱河の五蒙旗を興安省に編入し、吉林、龍江、濱江の各省に散在せる蒙旗に旗制を布いた。かくて全國の蒙旗は興安各分省の昇格した東西南北の興安各省に屬すると否とを問はず悉く蒙政部の統制を受けしむることとした。従つて現在同國の地方行政系統は明確に民政、蒙政の 2 主管部に分屬し、統轄される。即ち民政部直轄機關としては前記 10 個の各省公署と北滿特別區長官公署、2 特別市公署があり、更に各省公署の下に各縣公署、各市政公署、各警察廳があり、各縣公署の下に區村公署が置かれる。又蒙政部直轄機關には興安 4 省を上級機關として、その下に旗制によつて住民を統治する旗公署が置かれてゐる。

以上の行政區劃の下に於ける滿洲の都市は新京、哈爾濱の特別市制による 2 市と普通市制による市との 2 種類より成る。

普通市制は未だ發布の運びに至らないので、新市制の公布される迄、民國 17 年 7 月の市組織法、即ち舊市制によつて統治されてゐる。之によれば普通市も亦公法人として、行政區劃上は縣の外に立ち、直接省長の指揮監督下に立つものである。

現在之によるものは奉天、吉林、齊々哈爾の 3 市並に延吉、安東、營口の市政籌備署がある。之等の各市には均しく 3 科が置かれ、第一科は總務、第二科は工程、商埠、第三科は衛生、教育、社會に關する事項を掌り、奉天市丈は奉天市政公署暫行章程により市長室、總務科、財務科、行政科及電工科に別れてゐる。

特別市制は大同元年 8 月公布の教令を以て發布され次いで首都新京と國際都市哈爾濱の 2 市に適用される事に至つた。

特別市は公法人として直接國家の監督を受け、省行政範圍外にある。特別市に住するものは本市制により特別市住民として、特別市の財産及營造物を共用する權利を有し、特別市の負擔を分任する義務を負ふ。

特別市には特別市公署が置かれ、その行政事務を處理することとし、市長及吏員は國の官吏として民政部大臣の監督下に任免される。市長は市を代表し所屬官吏を指揮して行政事務を統轄する外、住民の權利義務及市の事務に關し、他の法令に牴觸せざる範圍内に於て、自治委員會の議決を経るを要するものは之を経、民政部大臣の認可を経た上、特別市條例及特別市規則を公布する。

特別市には議決機關として自治委員會が置かれる。自治委員會は市長によつて選任され民政部大臣によつて認可された名譽職委員 15 名より成り、互選による委員長を置き、次の諸項を議決する。

- (イ) 特別市條例の制定及改廢
- (ロ) 法令によるものを除く他特別市費を以て支辨すべき事業の管理及經營
- (ハ) 特別市豫算及決算
- (ニ) 特別市税及使用料の賦課
- (ホ) 特別市市債の募集又はその條件の變更
- (ヘ) 特別市基本財産の設置並にその管理及處分
- (ト) 積立金般の設置並にその管理及處分
- (チ) 不動産の購入及處分
- (リ) 豫算外の負擔若くは權利の放棄
- (ク) 財産及營造物の管理方法

都市人口 滿洲都市の制度は上述の如くであるが、民政部管下 10 省を通じて人口 1 萬以上を有する都市は現在 115 にして、内人口 10 萬以上の都市は哈爾

濱、新京の 2 特別市と奉天、吉林、營口、安東の 4 市である。而して人口 1 萬以上の 115 市の地方分布別を見ると、奉天省 32、三江省 4、吉林省 16、濱江省 19、安東省 10、龍江省 13、間島省 7、熱河省 4、錦州省 9、黑河省 1 である。これらの中主なる城市の戸口数を見ると次の如くである。(康德元年 12 月末現在)

滿洲主要都市人口表 (民政部月刊康德 2 年 5 月號に據る)

		總數	滿洲國人	日本 内地人	朝鮮人	外國人
901 哈爾濱市	戸人	99,230	76,372	4,445	1,776	16,637
	數口	482,452	400,301	14,773	7,245	60,133
902 奉天市	戸人	88,313	74,515	12,163	1,173	464
	數口	482,912	421,438	54,592	5,470	1,422
内、滿鐵附屬地	戸人	14,074	2,708	10,913	234	219
	數口	70,740	18,058	50,366	1,606	710
903 新京市 (城內新設屯東路宛城市滿 鐵附屬地)	戸人	43,293	33,192	8,825	901	375
	數口	225,114	180,681	37,796	5,180	1,277
904 吉林市	戸人	26,039	23,556	1,814	638	31
	數口	141,174	131,591	5,579	3,904	100
905 營口市 (滿鐵附屬地不明)	戸人	21,549	21,379	97	50	23
	數口	130,360	129,763	320	212	65
906 安東市	戸人	31,227	25,356	3,049	2,813	8
	數口	171,792	144,868	13,701	13,196	26
内、滿鐵附屬地	戸人	15,229	9,455	3,035	2,737	1
	數口	70,231	43,727	13,644	12,855	5
907 齊々哈爾市	戸人	16,306	15,162	895	151	98
	數口	78,112	74,120	2,971	616	405
908 錦州 (錦州省城)	戸人	14,109	13,273	768	65	3
	數口	73,355	70,049	2,949	346	11
909 延吉 (間島省城)	戸人	4,845	2,834	350	1,652	9
	數口	24,257	14,737	1,119	8,363	38
910 承德 (熱河省城)	戸人	5,148	4,870	239	25	4
	數口	22,676	21,617	874	179	6
911 佳木斯 (三江省城)	戸人	4,860	4,379	354	121	—
	數口	22,509	21,347	454	693	—
912 黑河 (黑河省城)	戸人	2,629	2,222	342	40	25
	數口	11,198	10,373	597	124	104

主要都市の概況

以下滿洲國都市中主要なるものに付き沿革及現状の概要を記述する。

新 京 市

本市は大同元年 3 月 10 日滿洲國の建國と共にその首都に奠定され、次いで大同 2 年 4 月 19 日以来新特別市制の實施により、國直轄の特別市となつた。舊名は長春と稱せられ、日露戦争後は我南滿洲鐵道の終點驛としてロシアの北滿鐵道との分岐點を成してゐた。

本市の行政區域は大同 2 年 4 月 19 日の教令を以て定められ、近郊實に 2 百平方軒に及び、之を従來の行政區域たる城内及商埠地に比すれば大約 20 倍の龐大さである。

市は首都の建設に伴ひ急激なる發展を遂げ、市人口も建國前は城内及商埠地を合して約 9 萬に過ぎざりしも、首都と奠められて以來、滿洲國の官吏、土木建築業者、各種商工業者の來京するもの多く人口も著しい増加を見、現在は 22 萬 5 千餘にて同國第 3 の都會となり、その増加率より見て、國都建設第 1 期 5 ヶ年計畫完了の際には少くとも 30 萬を突破するだらうとの豫想の下に都市建設も進められてゐる。

市行政は市長の下に總務處、行政處、工務處の 3 處に分轄され、各處の分科規程は市長之を定むることになつてゐるが、現在はこの 3 處の下に庶務、經理、財務、教育、地方、衛生、土木、建築、水道の 9 科が置かれてゐる。

市の財政狀況を見ると康德 2 年度の豫算は一般會計の外に上水道、住宅の 2 特別會計を合して 4,414,441 國幣圓 (以下總て圓とす) に達し、この中市税と關係ある一般會計の歳入出額は 4,022,668 圓にして、經常收入 475,046 圓、臨時收入 3,545,662 圓に達し、この中地捐、房捐、營業捐、雜捐、戸別捐よりなる稅收入は 243,500 圓にして、國庫補助金が 1,119,000 圓、市債收入 1,070,000 圓を占め、臨時收入は大部分建設事業の爲のものです、従つて經費も經常費の 475,246 圓に對し、臨時費は 3,547,422 圓を示し建設の爲の費用が多く、土木、教育、衛生、社會施設、公園、公會堂、墓地、勸業等の諸施設も相當に行はれてゐる。

市内の交通機關としては現在滿洲電氣株式會社經營の乗合自動車あるも、之を營利會社の經營に委するを不合理なりとして市營化の議が起り、大同 2 年末よりは其の趣旨に基き暫時官廳用通勤バス の名により官吏通勤用バスの運轉がなされてゐる。

市は目下この外に市區改正の必要に迫られ康德元年度より 3 ケ年の繼續事業として 170 萬圓の豫算をもつて之を實施してゐる外に更に大規模の道路、上下水道の敷設計畫を進めてゐる。

哈 爾 濱

本市は滿洲國北滿政策の中心地であり、新京と共に特別市制によつて統治されてゐる。本市の沿革は滿洲の興亡と共に古いのであるが、近代都市としての發足點は 1889 年帝政ロシアがその東漸政策の策源地たらしめて以來のことである。爾來僅かに 30 有餘年、その間 1908 年哈爾濱市會の成立を見てから 1914 年英露協定締結に至るまでの帝政ロシア支配時代、それより後 1926 年支那政府の市會回收に至るまでのロシア勢力の衰微時代を経て、1932 年の特別市成立、竝に特別市成立より現在に於ける自治時代へと相當複雑な變遷を経て來てゐる。

現在の哈爾濱特別市は大同元年 8 月公布の教令特別市制による特別市たることを大同 2 年 6 月 21 日附の教令を以て指定され、之によつて同年 7 月 1 日より特別市制を實施し、自治委員會を設け、省の行政範圍から脱して民政部大臣直轄の自治市となつた。之と同時にその行政區域も政府によつて指定され 30 ケ年計畫の都市建設計畫の範圍は從來計畫中の大哈爾濱市よりも約 10 倍大のものとなり、その包含する區域は松花江を狭んで所管を異にする 4 市政機關と 1 省 1 縣及 41 屯部落に及び、其面積 929.5 平方軒の廣大なる地域に及び市域面積からせば = ニューヨーク に次ぎ世界第二位に及ぶものである。

本市は上海に次ぐ東洋に於ける代表的國際都市にして各國民の居留多く、本市に總領事館或は領事館を置く國は日本を初め 16 ケ國に及び國際政治的にも重要地位を占めてゐる。

現行特別市制は外國居留民の參政權を認めたる爲め各國は自治委員を送り參政權の問題は解決されてゐるが、市稅納付の問題は今以て完全なる解決を見るに至らず、僅かに英露協定に準じて寄付の形に於て任意納付するの現状に在り、之が本市政上の痛を爲してゐると云はれてゐる次第である。

市の行政に就ては市長の下に 4 處、2 局、2 辦事處、30 科、43 付屬機關及 41 小學校の組織を有し、この中比較的獨立性を有してゐるものは建設及び交通の 2 局

である。

議決機關たる自治委員會は國際都市としての沿革からして外國居留民も參與してゐるが、之が選任は領事團の推薦により民政部大臣の認可を経ることとし、委員會は日滿露英の 4 ケ國語を用ひ各 3 ケ國語に翻譯して議事を進めてゐる。

市の財政状態を見るに康德 2 年度豫算は一般會計歳入出豫算總額は 2,473,388 圓にして之に特別會計都市計畫事業費豫算 5,420,000 圓、中央批發市場費 452,006 圓、工藝養成所費 107,800 圓を合して計 8,353,194 國幣圓である。

一般會計歳入は經常部 1,830,635 圓、臨時部 642,453 圓にて經常歳入の中稅收入は 844,203 圓を占め、臨時歳入の中市債收入は 570,000 圓に及んでゐる。

本市の稅制は未だ條例制定にまで至つてゐない爲、舊 4 市 3 縣の條例、規則等をそのまま暫く援用し居れるを以て各舊行政機關固有の沿革により制度及負擔を異にし、舊行政機關の區域に従ひ 4 徵收區に分たれてゐる。而して現行稅制は之等の負擔區に依りて異り複雑を極め、之が根本的整理斷行の必要に迫られて居り、現に康德 2 年 7 月より市に移される警察稅の整理を考慮に入れて暫行的改正を行ふ等統一的制度の樹立が企圖せられてゐる。

市の交通機關は從來電業局經營の電車及大汽車公會經營の乗合自動車があつたが前者は康德元年 12 月より後者は同年 2 月より何れも交通統制の立場から之を買收して市營となし、一括交通局の經營下に置き特別會計とした。

現在の運行路線延長は電車 25 軒、車輛 34 臺、乗合自動車は運行路長 72 軒、車輛 70 臺に及んでゐるが、新なる都市計畫事業の遂行と都市の自然的膨脹に従ひ漸次擴張される筈である。

奉 天

奉天は清朝の太祖努爾吟赤氏が 300 年前、築城して首都と號め瀋陽と稱して以來幾多の變遷はあつたが、常に關外の首都として政治、交通、經濟の中心地をなして來た。即ち清朝の滅亡後中華民國となつて後も奉天には都督が置かれ、奉天、吉林、黑龍江 3 省統治の府となつてゐた。その後民國 20 年 9 月滿洲事變の勃發までは久しく張家の居城であつた。滿洲國の建國後首都が新京に移される迄以然として同國政治の中心地であつたが、現在は奉天省公署竝に奉天市政公署が存するのみ

であるが經濟的社會的には以然として同國の中心地の觀がある。

市は行政的に 3 區に別れ一は日本の行政地區たる滿鐵附屬地、二は各國民の居留地、三は舊來の奉天城之である。市政は城内及居留地は奉天市政公署が掌り、附屬地の行政は滿鐵及奉天警察署が當り、附屬地外居住の日本人に對しては總領事館が保護取締に當つてゐる。

現時の奉天市は舊政權時代の政治的色彩をかなり捨てて商工都市たるべく諸般の設備を備へつゝあるが、就中、その都市計畫事業は從來の 3 區域合計 28 平方杆の既設市街を基礎として、新に市周圍に 178 平方杆の擴張區域を編入して合計 206 平方杆の大都市を建設すべく計畫中である。

市行政組織は大同元年 11 月公布の奉天市政公署暫行章程により改組され、之に基き奉天省公署に直屬し、市長の下に總務科、財務科、行政科、電工科の 4 科に別れ、この下に 9 課、23 股が處屬してゐる。

市の財政は年々膨脹を遂げ、一般會計は大同元年度の 1,062 千圓から同 2 年度は 1,059 千圓に、康德元年度は 1,902 千圓に増加し、康德 2 年度は一般會計 1,489 千圓の外に特別會計として電車廠、自來水（上水）籌備處、大奉天都市計畫委員會特別會がそれぞれ 173 千圓、92 千圓、35 千圓を加へ合計 1,794 千圓を有してゐる。

一般會計の歳入としては經常收入 768,852 圓、中稅收入は 467,289 圓、臨時收入 720,287 圓、中市債收入は 480 千圓を占めてゐる。

交通機關として市營電車の經營がなされてをり、康德 2 年度に於ける市電車廠豫算は歳入出各 173,830 圓にして、收入經常部 142,380 圓、臨時部 31,000 圓、而して、經常收入の中電車收入は殆んど全額に近く 141,680 圓に達し、毎日平均切符收入は 770 圓を計上してゐる。歳出は經常部 142,830 圓臨時部 31,000 圓に達し、經常費中には 18,978 圓は利益金處分として計上されてゐる。

齊々哈爾

市は往昔ト魁と呼ばれ、達呼爾族の遊牧地であつたが、清朝の末帝政ロシアの侵略を蒙ること屢であり、將軍の駐在する所となり而も嘗て駐在した齊々哈爾將軍の名をとつて爾來市名とした。黑龍江省は滿洲建國と共に龍江省となつたが本市は以然としてその省城所在地である。

市街は内城、外城の 2 部に別れ、内城には主要官署が存し、外城は市肆駢列して商業地となつてゐる。

市の財政は大同 2 年 2 月以來省より獨立してゐるが、康德元年度の決算は歳入 367,736 圓、歳出は 363,658 圓にて約 4,077 圓の剩餘を生じた。

歳入經常部は 179,589 圓にして中市稅收入は 116,027 圓、臨時收入 188,147 圓の中主たるものは補助金 12 萬圓、市債の 27 千圓等である。

歳出を見ると經常歳出 286,800 圓の中局費の 89 千圓、教育費の 49 千圓、衛生費の 72 千圓、公園費の 17 千圓等があり、臨時費 76 千圓中の主なるものとしては衛生費の 7 千圓、站基未拂金整理費の 61 千圓、財産購入費の 1 萬圓等である。

市は目下道路の補修、小賣市場の設立、公園の擴充、小學校の改修等の外種々の都市計畫を進めてゐる。

安東

市の制度上の沿革は民國 11 年安東商會より安東市政事務所を創設したるに始まり、後民國 13 年東邊道尹公署に移管せられ安東市政公所と改められたが、民國 18 年道尹制の廢止により更に安東市政籌備處と改められた。次で民國 20 年には市政籌備處の廢止と共に市政關係事務は縣公署に課を設けて處理さるることとなつた。

滿洲國成立後大同 2 年以來縣制は 1 科 4 局制に改組されたる結果市政事務は内務局行政股によつて辨理される事となり、市財政に關する一切は縣公署財政に編入さるることとなつた。

市は康德元年 12 月 1 日を以て安東省公署の所在地となり、市内には縣營の救濟院、商務會經營の平民工藝廠等があつて貧民救濟や職業教育を行ふ外、外人經營の育嬰堂、滿鐵經營の水道等があり、氣温は最高 33 度、最低零下 23 度の間を往來してゐる。

市財政は前述の如く縣豫算に包含され分離し得ないが、康德 2 年度縣豫算は歳入出各 251,807 圓、歳入出とも經常部門多く各 249,307 圓、165,176 圓にして、臨時部は各 2,500 圓、86,631 圓に過ぎぬ。この内税金は縣稅 168,770 圓にして、地捐、房捐、營業捐、雜捐よりなる。

交通機關としては市内の舗装工事進捗と共に人力車、馬車が最も盛に利用されてゐる。

營 口

市は百餘年前までは全く無名の大草原に過ぎなかつたが、1858年の天津條約後開港場として世に現れた。その行政は種々の變遷を経たる後民國20年3月に従來の市政籌備處が廢止され滿洲建國と共に縣公署に合併されて今日に至つてゐる。従つてその財政も縣のそれに併合されてゐる。

康德2年度の歳入豫算は728,458圓にして、支出は686,153圓に達してゐる。歳入は經常部673千餘圓、中稅收入598千餘圓、臨時収入は55千餘圓である。支出は經常費として567千餘圓、臨時費として118千餘圓を計上してゐる。市の事業施設としては公園、圖書館、救濟院、電話局等がある。市内交通機關として民營の乗合自動車がある。

參考資料

滿洲國現勢 康德2年版

民政部月刊

新京市政概要 (新京特別市公署)

大哈爾濱特別市の現況 (哈爾濱特別市公署)

齊々哈爾市概要 康德2年版

奉天市政統計彙刊 大同2年分

新京、哈爾濱、奉天 康德2年度豫算書

その他直接紹介資料

II

都市問題關係主要 參考文獻

附2

東京市政調査會に於ては其の備付文獻に付き嘗て「邦文圖書目錄 昭和2年」「邦文雜誌記事索引 昭和2年」「Catalogue of Books and Periodicals, 1925」「Catalogue of Books and Periodicals, 1927」を編纂したが、其の後内外の參考文獻は「都市問題」に毎號掲載するの外、全國都市問題會議組織以來毎回の會議總會附議題¹⁾に關する内外の參考文獻目錄を作成し、¹⁾ 研究者の參考に備へ來つた。昭和8年以來は、特に本年鑑に於て此篇を起し、最近約1年間に於ける文獻の中に就き、其の内容の梗概を紹介することとしたが、本篇には昭和9年5月以後昭和10年10月に至るまでの都市問題關係邦文圖書及各種定期刊行物に就き抽出分類して其の梗概を示した。但し標題に依り内容を窺知し得るものは標題のみを掲げた。

凡 例

1. ○印は著書、他は雜誌等に掲載の論文。
2. 雜誌に掲載せられたる論文にして後單行本又は其の一部として公表せられたるものは後者に依る。
3. 標題下の數字は著書に就いては發行年月及頁數、雜誌に在つては卷號及頁數を示す。

¹⁾ 「第2回全國都市問題會議議題『都市の郊外地統制』『街路交通の統制』並『受益者負擔金』に關する參考文獻目錄」(第2回會議參考資料乙編)、「第3回會議總會議題『市町村民の負擔並市町村の稅制問題』並『都市に於ける汚物處理問題』に關する參考文獻目錄」(全國都市問題會議會報第1號)、「第4回會議總會議題『都市環境と其の改善問題』並『都市自治の現狀と其の濟美問題』に關する參考文獻目錄」(同會報第3號)、「地方財政改善策に關する文獻目錄」(「都市問題」第21卷第2號—地方財政改善策特輯)。

1 都市行政

(1) 一般

○第4回全国都市問題会議總會第4冊研究報告第二議題甲編……全国都市問題會議

昭和9年10月東京市に開催の標記總會に提出せられたる研究報告中第二議題「都市自治の済美」に関する分を輯録したるもの。(1)自治體の基本構成に関する事項の現状に付て木村利夫、矢島正、吉川末次郎、大阪市社會部の諸氏。(2)都市自治の實踐に関する事項に付て沙見三郎、有元正、天利新次郎の諸氏。(3)現行自治制度の適否並改善策に付て渡邊宗太郎、中島賢藏、木村利夫、片桐由雄、日本大學都市學會の諸氏。(4)自治の済美に関する根本政策に付て大島正徳、小田忠夫、小山清太郎の諸氏等の研究を含む。(9.10:254)

○第4回全国都市問題會議總會第5冊研究報告第二議題乙編……全国都市問題會議

同總會の第二議題關係の主要事項に付き事務局の作成したる質疑要項に對し官公署の關係諸當局並學會及實際界の研究者より回示せられたる意見を輯録。(9.10:258)

○第4回全国都市問題會議總會第7冊議事要録……全国都市問題會議(10.4:364)

我國現下の都市問題と其の將來……池田 宏

都市問題が國家社會の中核問題たる所以を論じて、都市の國家社會に於ける重要性を闡明する所あり。所謂二十世紀型の都市をエコロジの上より觀察して、都市の社會構成と其の經濟的基礎に論及す。(都市問題 19.3:1-17)

現代都市の本質と其の統制作用……池田 宏

現代都市の政治作用上の特色、經濟上及社會上の機能に関する都市の活動、都市の計畫統制機能と其の作用を説き、我國に於ける都市統制機能の發達と其の作用に論及す。(都市問題 19.4:3-20)

特に民衆主義の立場よりする市長制の考察……

……渡邊宗太郎

ナチスの獨裁による地方自治の破壊に對し立憲政治を強調する意味に於て民衆主義の立場から市長制に関する考察を試みたるもの。市長の選任方法、名譽職制度の可否、任用資格、任期等の諸問題に及ぶ。(都市問題 19.5:29-49)

(2) 大都市制度

大都市制度に関する考察……星野 秀雄

第9回後藤伯爵記念市民賞三等入選論文なり。(都市問題 21.4:122-132)

大都市の特質と其の制度改革……北山 愛郎

第9回後藤伯爵記念市民賞二等入選論文なり。(都市問題 21.4:25-39)

大都市の社會的的特質より見たる市政改革の基準……小林 勝

第9回後藤伯爵記念市民賞三等入選論文なり。(都市問題 21.4:87-104)

大都市に於ける職員養成制度……菅堂由太郎

(大大阪 11.1:76-84)

東京市町内會の検討……田村 秀夫

(都市問題 20.1:135-148)

○東京都制に関する意見書……東京市役所

(10.6:27)

○東京都制問題小史觀一特に區域問題の解決策に就て一(都市問題パンフレット No.26)……近藤 操

都制案の兩系統たる官治案と自治案に付き概観し、昭和7年10月の市郡併合と都制問題との關聯、及び市域擴張に現はれた種々の都制案の内容を吟味し、都の區域問題解決策として獨自の見解を提唱し追記として東京市と五大都市との差別待遇問題に觸る。

(10.10:38)

○東京都制の實施について一個の試案としての都制案要綱……島中雄三述

(10.7:14)

特別市制要望の重點……有吉 忠一

第65議會に於て政府に對し試みたる質問演説の速記要録。(都市研究 31:5-16)

○大都市に於ける區の調査……

……東京市監査局區政課

(10.3:118)

○市域擴張後に於ける東京市の區の行政組織及財政……東京市監査局區政課

(10.3:126)

○東京市の區行政制度に関する調査……

……東京市監査局

(10.3:86)

帝都市政の監督に就て……菊池 慎三

市政の刷新革新に對して國家の市政監督機關の負ふ所の任務責任を考察し、既往及現在に於ける帝都市政監督の實狀を調査して、市政監督方針の全面的轉廻の急要を提唱せるもの。(都市問題20.4:107-118)

2 都市計畫

○第4回全国都市問題會議總會第1冊第2冊研究報告第一議題甲編其一其二……

……全国都市問題會議

昭和9年10月東京に開催の標記總會に於ける第一議題都市環境の改善問題に關し提出せられたる研究報告を蒐録せるもの。(1)都市生活の禍害たるべき都市環境に関する考察の中自然環境に關しては大阪市土木部、戸田正三氏、社會環境に關しては都計東京地方委員會、高田保馬、高田景、磯村英一の諸氏。(2)現行制度及公私施設の都市環境上に及ぼす效果に關するものの中、土地及水面の統制に付て中金鈎三、高木敏雄、奥中喜代一の諸氏、綠地の保存及新設に付て都計東京地方委員會、田村剛、太田謙吉、結城精一、井下清、龍居松之助、吉永義信の諸氏。地域統制に付て都計東京地方委員會、都計京都地方委員會、樺

木寛之、鈴木和夫、石井桂、中村剛、高田景、菱田厚介、玉置豊太郎、幸島禮吉、松本留義の諸氏、建築統制に付て井上武、黒田朋信、島井信、葛西典羽之亮の諸氏。交通統制に付て都計東京地方委員會、遠山正壽、入江博、吉田信武、近新三郎、堀信一、今井哲、谷川昇、中村剛次郎、桐生政夫、鈴木正一、栗山寛、伊東五郎の諸氏。照明統制に付て、照明學會編田直一氏。噪音防止に付て高田實氏、有本邦太郎氏。公水汚染防止に付て大阪市水道部、永井豊太郎氏。空氣汚染防止に付て有本邦太郎、荻野秀壽、米井太郎の諸氏。惡臭防止に付て石原勝雄氏。清潔保持に付て大阪市水道部岩橋元亮氏。都市美増進に付て藤田進一郎、森脇龍雄、椋内吉胤、田邊孝次、吉山眞樟、和久田實の諸氏。史蹟及天然記念物保存に付て上田三平、内田英二、三好學、鎮木外岐雄の諸氏。觀光事業に付て國際觀光協會山口乾治、清水照男、富田滋、西田利八の諸氏等の研究を含む。(9.10:556,531)

都市生活の禍害たるべき都市環境に關する考察……中村 剛

近代都市の居住者の不安は總て工場發達の其本源を有すとの見地より都市環境を考察。(都市公論 17.9:102-114)

日本の文化と都市計畫の諸問題……兼岩 傳一

ブルーノ・タウト氏の「改造」4月號に論ぜる「日本の都市計畫に寄せて」の所説を引用し、日本の文化と都市計畫に付き批判す。(都市公論 18.8:25-40)

現代都市計畫論上の發展……奥井復太郎

主としてトーマス・アダムス氏の著「都市計畫上の近代の進化」中の都市計畫論の根本精神に就て評言す。(三田學會雜誌 28.12:97-108)

都市の構造形態の分類……佐々木彦一郎

(地理學評論 10.10:36-45)

聚落位置の地理學的研究……山崎 禎一

聚落地形的位置の分類、分布圖等に就て考

究。參考文獻を掲ぐ。(地理學評論10.6:25-54)

獨逸に於ける地方計畫運動とその指導原理……
……………金谷 重義
(都市問題 20.2:13-25)

普魯西に於ける現行都市計畫法制と都市計畫法
案に就て……………吉田安三郎
(建築雜誌 49.600:681-700)

プロシヤ都市計畫法制の過去及現在…永見健一
(造園研究 11:56-75)

英國「市町村計畫法」……………内務省都市計畫課
條文を逐條譯出せるもの。
(都市公論 18.7:85-96)

都市美に對する再吟味と都市美審査會の組成に
就て……………平野 眞三
本邦に於ける從來の都市美の觀念を批判し併
せて歐米に於て無力且つ意義少なきが故に
今や將に改廢せんとする現行該制度をそのま
ま移さんとする關係當局案を批評す。
(都市問題 19.6:97-108)

地域の指定とその地域の設備に就て…鈴木和夫
(都市問題 19.4:143-157)

北九州五都市の地方計畫的考察……原 伸太郎
(都市公論 18.6 182-198)

地方計畫に就て……………町田 保
地方計畫に就き理論と實際とを併論せるも
の。(都市公論 18.9:25-42)

都市發展の統制と市街地建築物法の改善……
……………武井高四郎
第4回全國都市問題會議第1議題「都市環境
と其の改善問題」に寄せたるもの。
(大大阪 10.10:13-21)

○風致地區概要—都市計畫叢書第一號—
……………都市計畫東京地方委員會
(9.8:30)

○風致協會の現況(都市計畫風致地區改善叢書
第5號)……………東京府
本府内に於ける風致協會組織、定款、事業計
畫豫算等を載せたるもの。(10.8:142)

○東京都市計畫報告書……………東京市役所
第3回(昭和9年自4月至6月)(9.10:155)
第4回(昭和9年自7月至9月)(9.12:162)
第5回(昭和9年自10月至12月)(10.3:192)
東京都市計畫に關する報導諸關係方面の相互
連絡等の爲に毎年4回刊行されるものにて本
市該事業關係事項を蒐録す。
東京都市計畫と東京綠地計畫……………谷川 昇
東京都市計畫區域の再吟味と從來の東京都市
計畫を以てしては容易に充足し得ざりし諸施
設の計畫及實現を期せんが爲めの綠地計畫を
述ぶ。(東京市農會 2.8:9-14)

東京市に於ける工場規模分布の調査……………
……………奥井復太郎
(三田學會雜誌 28.6:79-142)

○沈み行く東京……………菊地 山哉
江東方面の土地沈下問題につき理論的、歴史
的等種々の角度より資料的に述ぶ。
(10.7:249)

昭和9年9月21日東京市深川方面の浸水に
關する調査……………宮部 直巳
(地震研究所彙報第2號別刷)

○高潮防禦施設計畫説明書……………東京市役所
江東方面地盤沈下に伴ふ高潮に對する防禦施
設計畫の説明。(9:8)

○「高層建築物」調査速報……………東京市統計課
全市木造を除く三階建以上の建築物に關する
5月1日現在調査。(10.7:13)

○大阪美觀地區設定と街頭廣告取締に就て……
……………大阪商工會議所
(10.8:67)

○關西の颱風禍と今後の建築……………三浦 三秀
昭和9年9月21日の關西風水害に依る大
阪市及京都府に於ける屋根の風害調査及倒壊
建築の調査報告書。(9.12:40)

○京都市都計畫概要…京都市土木局都市計畫課
(10.6:15)

○横濱港……………横濱市土木局
昭和4年同市刊行「横濱の港湾」以後港湾施
設、貿易の進展、工業地帯の完成等同港の變
化の情況を記載す。(9.9:82)

○神戸都市計畫に關する事項……………神戸市
同市の都市計畫及都市計畫事業に關する経緯
の叙述。(10.5:209)

○名古屋の都市計畫……………名古屋市役所
同市の都市計畫及その事業の都市計畫法施行
後現在に至る迄の経緯を述べたるもの。
(10.8:57)

○名古屋市内に於ける工業適地に關する研究—
經濟資料第15號—……………名古屋商工會議所
第4回全國都市問題會議の中村綱氏の研究報
告「名古屋都市計畫區域内に於ける工業適地
に關する研究」に多少補修並に圖面を添附せ
るものにて同市内に於ける工業適地を各種別
に具體的に叙述す。(10.1:58)

○廣島都市計畫概要……………廣島市役所
同市の都市計畫及都市計畫事業の都市計畫法
施行後現在に至る迄の概要を述ぶ。
(10.3:89)

ドイツの土地區劃整理に於ける評價主義と面積
主義……………森岩 傳一
土地區劃整理に於ける換地研究として獨逸の
主要法規を引用し換地方法に於ける二つの主
潮流たる評價主義と面積主義の差異及びその
變遷過程を考察せるもの。
(都市公論 17.8:11-35)

ツールドルク概要……………山田 守

(建築と社會 17.6:35-40)

緊急事業としての綠地施設……………小田垣光之輔
ドイツの移住及小菜園設置法に就て。
(社會福利 18.9:51-54)

盛場並主要商店街に對する二、三の提案……
……………石川 榮輝
(都市問題 9.6:87-95)

盛場に關する若干考察(都市に於ける中心地域
の構成)……………奥井復太郎
(三田學會雜誌 29.3:1-3)

○東京市域擴張史……………東京市役所
昭和7年10月1日實施されたる本市と隣
接5郡82ヶ町村の併合に關する一切の事實
を記述す。第1編 東京市發達の歴史的考察
第2編 隣接町村併合問題の經過。第3編
五郡併合の決定。第4編 併合實施の準備
第5編 併合の實施。第6編 大東京の概
要。(9.10:1093)

○十周年記念大阪市域擴張史……………大阪 市
前編、後編に分ち、前編に於ては擴張前、其
當時の狀況、擴張問題の経緯等を述べ、後編
に於ては擴張後並に現在の狀況を述ぶ。
(10.9:1019)

○京城府行政區域擴張調査書……………京城府
本府は今や府域擴張の漣運に迫られて居る。
本書は是に備ふる爲め京城府の外隣接十箇邑
面に亘り調査せるものにて其數字は昭和3年
以降7年に至る五箇年間累年又は昭和8年現
在數を示す。(9.10:516)

3 道路・公園

(1) 道路

道路社會學……………奥井復太郎
道路體系を經濟學的社會學的に考察す。
(道路の改良 17.4:3-13)

道路網の形態學的研究……………大久保武彦

(地理學評論 10.11: 80-100)

街路幅員に関する研究……………栗山 寛
第4回全国都市問題會議の研究報告。
(都市問題 19.4: 285-297)

道路用地無償取得説管見……………坂口 軍司
(道路の改良 17.6: 108-111)

道路損傷に関する検討……………高橋 幸枝
道路損傷負担規程の適用と道路損傷の原因及
損傷の程度の検討。(都市公論 18.4: 15-31)

河川堰堤規則の制定……………澤 重民
昭和 10 年 6 月 15 日より施行せられたる河
川堰堤規則の立法趣旨並にその内容を記述
す。(水利と土木 8.6: 2-15)

自動車道の創設及びその設計に就て…藤井眞透
(道路の改良 17.7: 72-89)

○ 東京市内に於ける各種舗装路面下の地中温度
測定(東京市電氣研究所研究報告第4巻第2號)
……………沼倉 秀穂、宮村 慶次
(10.1: 74)

(2) 緑地・公園・運動場

大都市と農業地……………今川 正彦
都市の膨張と夫れを繞る農業地帯との關係に
就て考察す。(造園雜誌 2.2: 91-100)

都市空地特に生産綠地の保存に就て…田村 剛
(都市問題 19.4: 317-341)

本邦に於ける公園の發達とその社会的背景……
……………森 忠文
(造園研究 11: 89-92)

日本の都市公園改革に就て……………北村徳太郎
(都市公論 10.9: 59-70)

營利的遊園地の進む可き道を論ず…高村 弘平

(造園雜誌 2.2: 129-144)

運動場建築の發達と新傾向……………小林 政一
(建築と社會 17.9: 15-24)

都市公園と運動場……………椎原 兵市
(建築と社會 17.9: 38-46)

東京綠地一般計畫に就て…水谷駿一、香坂昌男
(造園雜誌 2.2: 144-151)

北九州の綠地問題……………木村 尙文
北九州の綠地、公園及行樂地の現況を述べて
批判し、対策として50米以上の綠地及夫以下
のもの統制及び対策を夫々論じ、行樂地の
利用計畫、樹木の耐煙対策として工場の電化
を提唱す。(都市公論 18.6: 199-216)

4 運輸・交通

(1) 一般

交通企業經營の經營と交通需要の測定…島田 孝一
交通企業經營の成功を収める手段として交通
需要の測定を要するが、之は一定の交通企業
の勢力の及ぶ範囲内たる交通領域の過去の状
況及現在並に他種の交通企業又は他國交通企
業の示す經驗の研究により或程度の測定を就
成し得ると説く。(道路の改良 17.6: 3-11)

○ 市營交通の經營……………大阪市電氣局
(10.9: 70)

都市交通機關の運賃につきて……………瓜生 卓爾
都市域の膨脹に伴ひその交通機關の運賃は單
一料金制度によるは困難であり、更に又相應
運賃制をとるにしてもその決定は困難であ
る。従つて今後の都市交通機關の適正な運賃
の決定には都市計畫の適切な施設と關連せし
めて定める事を必要とする。
(交通研究 16: 1-17)

都市の發達形態と交通機關……………西川 由造

都市の發達が市民生活に與へる影響並に之の
影響が交通機關の上より見て如何なる關係を
有するかについて考察す。
(交通研究 15: 165-184)

我國大都市市營交通事業の現状……………中根 武夫
(都市問題 19.2: 167-190)

北九州各都市交通運輸の現状に就て…深浦龍雄
(都市公論 18.6: 16-39)

北九州に於ける交通機關の經營と其の將來……
……………今井 要八
(都市公論 18.6: 131-143)

歐洲大都市に於ける區間料金制……………
(調査資料 15.2: 1-72)

ロンドン交通事業の沿革……………
……………ハーバート・モリソン
(調査資料 15.3: 1-25)

アメリカの都市交通……………武若時一郎
(道路の改良 17.5: 14-30)

伯林交通事業の歴史的管見……………
……………ゲオルグ・ホイエル
(調査資料 15.3: 26-56)

1932年に於ける伯林市交通情況……………
(調査資料 16.1: 116-135)

○ 自動車に関する統計—交通關係資料第7輯…
……………日本交通協會
(10.4: 31)

○ 車輛統計表—都市計畫基本調査資料第6號…
……………都市計畫東京地方委員會
(9.7: 43)

無軌道電車の車輛及び諸機器……………櫻木 徹
(都市問題 18.5: 75-92)

(2) 交通統制

○ 運輸統制理論に於ける構成要素……………
……………日本交通協會
(9.5: 51)

○ シカゴ市に於ける交通統制の經過……………
……………東京商工會議所
シカゴ市に於ける 30 年の年月を経て行はれ
たる統一的な地方運輸制度の經過を略述し、以
て他都市に對しその参考となり得る問題を提
供せるもの。(10.1: 42)

競争の弊害と交通統制の急務……………井上篤太郎
大都市交通機關の現勢より脱き起して競争の
弊害と統制の必要を論ず。
(交通研究 16: 35-60)

交通企業經營と交通統制……………島田 孝一
交通企業經營困難と、その打開策としての
交通統制策につき述ぶ。
(道路の改良 16.12: 3-12)

都市交通機關の統制方法と其の主體に就て……
……………中根 武夫
都市交通機關統制の方法及主體並に經營主體に
關しその理論及び實際を述ぶ。尙ほ附録とし
て六大都市當事者の都市交通機關統制への實
行運動經過を掲ぐ。(都市問題 19.3: 149-166)

都市交通機關の職能と之が統制に關する實例…
……………中根 武夫
各種近代的各都市交通機關の職能及歐米大都
市に於ける交通機關統制の實例に付き述ぶ。
(都市問題 19.1: 89-122)

大都市交通の特質と交通対策—特に市營路面電
車に就て……………島山 進
第9回後藤伯記念市民賞三等入選論文。
(都市問題 21.4: 57-70)

大都市交通事業統制資料……………

ハーバート・モリソン氏が解説せるロンドン
乗客運輸法に関する紹介。
(調査資料 16.3 : 1-118)

大都市に於ける交通機関統制問題一考……………
……………一法師 章藏
(社会政策時報 172 : 154-171)

帝都交通統制に就て……………岡野 昇
帝都交通統制につきその私案を述ぶ。
(都市問題 21.1 : 1-11)

市電誕生策としての圓タク権利買収案……………
……………本多 市郎
(10.4 : 13)

帝都交通統制私案……………井上篤太郎
(都市問題 20.5 : 29-50)

東京商工會議所の大東京交通統制案と世論の一
斑……………
(都市問題 20.3 : 101-115)

都市交通問題研究会記録……………
(都市公論 18.3 : 51-123)

(東京)市電問題の合理的解決……………後藤 佛次
(東京市公報 2,463 : 1,895-1,898)

大阪市の市内交通機関統制……………小田 元吉
(大大阪 11.10 : 22-30)

フランスに於ける鐵道と自動車との分野整理に
就て……………
(外國鐵道調査資料 9.9 : 33-55)

自動車と鐵道の調整に関する最近の事情……………
……………野村寅三郎
(國民經濟雜誌 19.4 : 85-90)

歐州諸國に於ける鐵道と自動車の競争並に協力
(外國鐵道調査資料 8.6 : 1-3)

倫敦交通事業統制に関する各種委員會及審議會
(調査資料 16.1 : 4-16)

1928年倫敦交通統制法案……………
(調査資料 16.1 : 17-30)

1933年法に基く局及四大鐵道會社間の收入割賦
計畫協定案……………
1933年のロンドン交通統制法につき表記の事
項につき述ぶ。(調査資料 16.3 : 137-149)

倫敦乗客運輸問題の實際……………
……………アシュフ・キールド卿
(調査資料 15.3 : 147-170)

倫敦乗客運輸局の性質……………ハーバート・モリソン
(調査資料 15.13 : 105-114)

倫敦乗客運輸局の一般的解説……………
……………フランク・ヒック
(調査資料 15.3 : 115-147)

大都市交通事業統制資料……………
ロンドン及獨逸都市に於ける交通統制に就て
の實情紹介。(調査資料 16.2 : 1-63)

(3) 軌道及地方鐵道

○電氣鐵道經營要論……………喜多直之助
電氣鐵道經營に關しての理論と實務との兩方
面よりの研究書であつて電氣企業一般論を總
論として、之に次いで電氣企業形態論、電氣企
業組織論、電氣企業勞務論の外に附録として
關係法令及參考書録を收む。(10.5 : 452)

○地方鐵道及軌道一覽一附專用鐵道……………
……………鐵道監督局
(10.5 : 100, 168, 47)

都市交通機關としての市街電車の再吟味……………
……………金谷 重義
都市交通機關としての市街電車の價値は尙波

ぜざるも、時代の進化に伴ひ經營方針を更改
せず舊態に委するならばその前途は悲觀せ
ざるを得ぬを以て、之が更生策として經營の
近代化を計るべしとなす。
(大大阪 11.7 : 7-13)

米國に於ける市街電車の危機……………金谷 重義
市街電車の業績悪化の徵候最も甚しき米國の
それをとつて、彼國の市街電車の發達を概觀
し、その後の經過並に最近の動向に關して考
察す。(經濟時報 6.5 : 11-20)

軌條の控屈に就て……………堀越 一二
(土木 20.10 : 1187-1228)

鐵道速度變遷概觀……………瓜生 卓爾
1840年代の鐵道速度より現今に至る各國の鐵
道速度變遷を述ぶ。(交通研究 15 : 1-42)

地方鐵道の現況と將來……………壺田 修
地方鐵道の現況特に軌間、動力、延長、營業
成績運賃等につき述べその將來は合同統制に
より合理化された經營法をとり、他機關の競
走と經濟界の變動に備ふべきを説く。
(交通研究 15 : 137-158)

地方鐵道の強制買収に就て……………壺田 修
(交通研究 16 : 87-98)

私鐵の窮境打開に就て……………佐藤 雄郎
私鐵の窮境打開策として合同の得策なるを主
張す。(交通研究 14 : 41-45)

(4) 高速度鐵道

○世界に於ける最近の高速度鐵道……………大阪市電氣局
大阪市當局より直接各國當局者に照會して得
たる資料に加へて電氣局當局の意見を加へて
編纂せるものにて、各國に於ける高速度鐵道營
業狀態並に經營上の諸問題の外、統計資料及
文獻録を付す。(9.10 : 352)

○地下鐵道……………須之内文雄

地下鐵に關する乏しき文獻に加へられた極めて
内容豊富なる研究にて7章より成り第1章
2章、7章等に於て地下鐵道の計畫經營に
關する一般的解説が與へられてゐる。尙附録
として大阪市、東京市地下鐵工事仕様書を加
ふ。(10.9 : 474)

都市高速度鐵道網に就て(特に東京地下鐵道網
に就て)……………小野 諒兄
(土木學會誌 20.5 : 413-420)

都市高速度鐵道網に就て(特に東京地下鐵道網
に就て)……………安部 邦衛
(土木學會誌 20.5 : 391-412)

大都市交通の特異性と高速度鐵道……………長谷川晃一
(大大阪 10.10 : 22-27)

地下鐵道建設新方法に就て……………小野 諒兄
(土木學會誌 20.8 : 807-816)

地下鐵工事に潜函式工法を使用することに就て
……………橋本 敬之
(電氣協會々報 162 : 71-76)

東京高速度鐵道實相の一端……………
……………山本新次郎
……………小野 諒兄
……………安部 邦衛
(土木學會誌 20.8 : 929-954)

(5) 自動車交通

○自動車經營の理論と實際……………日本交通協會
日本交通協會及帝國交通協會主催の下に開催
されたる自動車經營講習會の講義を速記編輯
せるものにして自動車と道路、自動車の經營、
取締及利用に關し各方面より考究し、別に自
動車に關する統計を付す。(10.9 : 388)

○大阪市内交通機関統制とバス問題……………
……………大阪都市協會
(9.9 : 74)

○大東京交通統制への先決問題たる「圓タク」の
統制に就て……………井上篤太郎

(9.10:53)

自動車の発達とその将来……A.ソーグー
 Journal de la Société de statistique de Paris, 1934年2月號所載 Sauvy 氏の Progrès et avenir de l'automobile の譯。自動車の発達と他種交通機関への影響を述ぶ。
 (統計集誌 648:30-43)

バス統制論……松本繁太郎
 バスの統制を現在のままでは不完全故之を更に立法的手段によつて統制をなすべしと説く。
 (都市問題 19.3:57-66)

バス問題を中心として交通統制の必要を論ず……柴谷善次郎
 大阪に起つたバス問題を中心に全国的に確立を必要とする交通統制を論ず。
 (都市公論 17.10:12-28)

自動車運輸事業の興業費……佐藤五郎治
 自動車運輸事業會計第三條中の興業費に関する説明なり。
 (會計 35.2:109-115)

自動車交通事業財團を目的とする抵當權の設定に就て……正岡 勝男
 自動車交通事業財團抵當の設定に関する實務上の見地からその手續について詳述す。
 (中央銀行會通信錄 388:16-29)

(大阪)市管バス問題の経過と真相……大阪都市協會編
 大阪市管バスの路線許可に関する監督官廳と市當局との交渉経過を新聞記事その他の材料により略述す。
 (大大阪 10.9:28-66)

民營乗合自動車事業強制買収權問題……小田元志
 公共團體が民營乗合自動車の強制買収の必要なる所以を交通統制の立場より説き、自動車交通事業法の改正案の大要並に大阪市會提案の之に関する建議案を紹介せるもの。
 (大大阪 11.3:26-32)

我邦自動車運輸事業の現状……早川 慎一

(工政 181:43-59)

米國に於ける自動車取締規則……
 (外國鐵道調査資料 9.6:37-47)

1933年法に於けるバス事業の買収に関する規定……
 ロンドン旅客運輸法に於けるバス事業制度規定の紹介。(調査資料 16.3:119-136)

(6) 交通整理

○交通事故統計表—都市計畫基本調査資料第七號……都市計畫東京地方委員會
 東京都市計畫区域内に於ける自昭和2年至7年6箇年間各年の各種交通事故数を調査編成せるもの。
 (9.9:55)

○循環式交通整理調査報告—東京都市計畫叢書第二號……都市計畫東京地方委員會
 一般調査に併せて自動車及電車運轉手の感想及意見を掲ぐ。
 (9.8:40)

路面電車の信號と保安……金子 頑秀
 交通整理方式信號方式、交通整理信號機、制動器、聯動裝置、閉塞信號機等の項目に付て述ぶ。(道路の改良 17.1:16-32)(17.2:39-55)
 (17.3:35-41)

交通事故と最近の應用心理學的研究……淡路國次郎、狩野廣之
 (警察研究 6.10:67-84)

判例に現れたる鐵道及び電鐵交通事故—企業者の民事責任の立場よりみる——舟橋 謙一
 (法政研究 5.2:89-181)

循環式交通整理試験—東京和田倉門交叉點に於ける——佐田昌夫、肥田木誠介
 都市計畫東京地方委員會、東京市土木局及警視廳の三者協力の許に行はれたる、循環式、交通整理試験に付きその概要を述ぶ。
 (都市公論 17.8:36-61)

循環式交通整理……中村綱次郎
 (都市問題 19.4:299-316)

5 住宅・建築

(1) 住宅問題・住宅政策

住宅問題の再吟味……中村 綱
 住宅は労働力の再生産のため必要な物質的生活資料の一なりとする筆者が、斯る観点より住宅に關し諸種の問題を提起し概説す。
 (都市公論 18.2:13-30)

住宅問題に關する一管見—特に家賃に就て——幸島 禮吉
 營利的貸家企業に對する家賃統制の必要を論じ、その過程の一方策として能うかぎり多数の公益住宅の建築及獨逸公益住宅企業法所定の「正當な家賃」算定基準に類する家賃算定方法の其れへの適用を提案す。
 (都市問題 20.1:77-101)

再び東京市住宅政策の改革を論ず……吉川末次郎
 (都市問題 21.5:31-46)

○住宅政策調査資料(第4輯)……東京市役所
 東京市住宅政策改革意見(吉川末次郎)、ロンドン市最近の貧民窟改良事業及市管住宅、ベルギー、イタリーの最近住宅政策等を收む。
 (10.3:145)

レイモンド・アンキン博士の住宅問題観……黒谷了太郎
 英國王立建築協會々頭レイモンド・アンキン卿の1933年11月7日同協會に於て爲した第2回講演を紹介しつゝ、住宅問題の社會的國家的立場よりの考慮の要を強調。
 (都市問題 19.6:147-161)

ナヂス住宅政策の基調……幸島 禮吉
 Dr. Fischer-Dieskau の Staatsgedanke und Wohnungswesen の紹介。獨逸住宅政策思想の

變遷にも觸る。
 (都市問題 21.1:87-94)

住宅地の形態統制に就て……菱田 厚介
 第4回全國都市問題會議に於ける研究報告。光の享受、延焼の防止、景觀の整調、菜園の取得の4點より住宅地の形態に對する理想を述べ、該理想と現實との調整に及ぶ。
 (都市問題 19.4:129-142)

衛生上より見たる街區と家屋群……大平 得三
 (都市公論 18.6:58-65)

茶落計畫(ジョー・ドルンクス・パウ)……ブルーノ・タウト
 昭和10年4月15日建築學會に於けるタウト氏の講演の譯。主として獨逸に於けるジョー・ドルンクの解説。
 (建築雜誌 49.603:1071-1083)

都市發達に於ける交通機關の地位—住宅問題の準備的研究として——和田 登、荒木正巳、西山卯三
 土地經營並に住宅問題研究の準備的考察として、我國に於ける交通機關の都市發展に對して有する意義を究明す。
 (建築と社會 18.5:36-43)

不良住宅改良事業の根本方針と不良住宅の家主に關する調査に就て……小島 榮次
 不良住宅發生の直接的原因を其の責任主體により、1) 都市の責任に歸すべきもの、2) 家主の責任に歸すべきもの、3) 居住者の責任に歸すべきものに分け、第2の原因除去の根本方針として先づ不良住宅の家主に關し、その収益率、家主の經濟狀態、不良化の責任改良意志の有無を明かにするの必要を説き、筆者の試験的調査の結果を報告す。
 (三田學會雜誌 28.12:43-95)

神戸市新川不良住宅地區の概況と其の住宅改良事業に就て……木村 義吉
 (社會事業 18.6:47-54; 18.7:94-100)

住宅に就いて……………鈴木 一雄

昭和7年9月乃至同8年8月、東京市勤勞階級生計調査に現はれた住宅統計の紹介。(統計雑誌 9.10: 15-20)

アメリカ64都市に於ける住宅調査……………幸島禮吉

1933年12月乃至34年3月、アメリカ合衆國商務局が同國64市について行ひたる住宅調査結果の概要の紹介。(都市問題 20.6: 115-124)

(2) 建築法規・その他

市街地建築物法と土地相隣者間の法律關係……………葛西真羽之亮

第4回全國都市問題會議に於ける研究報告。(都市問題 19.4: 211-226)

市街地建築物法令の改正に付て……………中島 精二

昭和9年4月7日付市街地建築物改正法及施行令の解説。(警察研究 6.3: 71-82; 6.4: 67-84)

市街地建築物法令並に關係命令の改正に就て……………玉置豊次郎

(建築と社會 18.4: 85-91)

伯林建築條例に就て……………吉田安三郎

1929年の建築條例の逐條的解釋。(都市公論 17.8: 68-86)

木造建築の被害調査報告……………吳 純一

關西風水害による木造建築の被害狀況の報告。(建築雑誌 49.595: 114-121)

6 公 益 事 業

(1) 一 般

○公共企業概論……………小田桐正一

公共企業の意義、其發達と統制、統制の基礎原理、統制の規範、統制の對象、統制機關

の諸項に亙る論述。(10.5: 278)

○公企業に於ける出資と支配と經營との關係に就て……………竹中 龍雄

大阪商科大学經濟研究年報第5號別刷。私有株式會社、公私共同株式會社、公企業、集團的公企業に於ける出資支配經營の關係を述べ公企業の經濟學的經營學的研究と政治學的、行政學的研究との結合の必要を説く。(9.3: 31)

○專賣及官公業論……………沙見 三郎

總論に於て專賣及官公業に関する學說、組織及収益性を述べ、各論に於て官營事業、公營事業並に專賣事業の發達、現狀を叙説する。(10.5: 320)

○報償契約に関する諸家の意見書……………京都市庶務部

報償契約の效力、報償契約と其の覺書、報償契約と道路法に関する諸家の意見を蒐録。(10.3: 206)

公益企業の現狀と指導原理……………沙見 三郎

公益企業の意義、現狀指導原理に付き、指導原理については専ら財政上の方面につき考察す。(都市問題 19.4: 33-42)

企業としての公企業……………三浦 行雄

(大大阪 11.7: 47-55)

國家の機能と公企業……………高橋 貞三

(公法雜誌 1.9: 25-46)

マンロー公益事業論……………武若時一郎

マンロー教授の「都市行政」中の公益企業後篇(監理及公營の得失)の紹介。(道路の改良 17.6: 12-33; 17.7: 11-30)

東京市電罷業の終局と市營事業の本質……………吉川末次郎

(地方行政 42.11: 43-47)

我國官公企業行政の合理化に関する準備的一考

察……………竹中 龍雄

官公企業に對する經濟學的、經營學的、財政學的、法律學的、行政學的、政治學的研究の内容とその各々の相互關係に付考察を試む。(都市問題 19.4: 43-58)

公營公益企業料金の決定に就て……………竹中 龍雄

公營公益企業料金の決定についての理論的研究。(會計 35.3: 47-58; 35.4: 58-71)

官公企業の料金決定機關に就て……………竹中 龍雄

官公企業の料金決定機關について我國に於ける現行諸法規を比較對照し、その相違點を明かにすると共にかかる相違點を生じたる所以を探れ、以て現行法規の改正について若干の暗示を提示するとともに、都市行政に於ける専門家と素人との地位に關しても一言論及す。(公法雜誌 1.10: 34-52)

計畫經濟と官公營事業……………竹中 龍雄

計畫經濟、統制經濟の見地より官公營事業の性質を検討す。(經濟時報 6.4: 11-20)

ナチスとその公營事業……………宇賀田順三

(大大阪 10.8: 8-21)

ナチス治下に於ける市町村の經濟的活動……………榎原 敬三

(都市問題 19.1: 141-150)

市營事業の無償的經營の前提條件に就て……………竹中 龍雄

市營事業の無償的經營の前提條件に付、市營事業と社會事業との相違その他に關する論策。(水道協會雜誌 26: 1-3)

公營事業に於ける収益主義の限度に就て……………北村 五良

(水道協會雜誌 13: 1-3)

米國公益事業の取締問題……………中池 彦雄

スミス博士の近著「公益企業取締に於ける正

當報酬率」の序論とも云ふべき第一章「取締評價及び報酬率」と題する原文の紹介。(都市問題 18.5: 141-148)

官公有會社に就て……………竹中 龍雄

(地方行政 42.6: 27-30)

公益企業の持株會社制度……………中池 彦雄

米國に於ける公益企業持株會社制度の發達並に之が公益企業界になせる貢獻に付きて述べ。(都市問題 20.6: 97-113; 21.1: 99-115)

公益企業證券の需用者所有制度……………中池 彦雄

所謂 Customer Ownership に關し主として米國の實例を基礎としてそて意義、發達、適用等につき觀察す。(都市問題 20.2: 107-124)

公益事業の開發料金制—ブレンダー・ガスト氏の研究要旨……………中池 彦雄

所謂 Promotional domestic or residential rate に付き、その重要性、電氣料金との比較論等に付理論並びに實例を述べ。(都市問題 19.1: 131-140; 19.2: 155-166)

(2) 電氣事業

○電氣事業統制案……………國家經濟研究所

電氣鐵道事業を除く電氣事業一般の統制案にして、統制理由、統制目標、統制案要綱及資料を掲ぐ。(10.9: 86)

○電氣事業要覽(第11回)昭和8年度……………臺灣總督府交通局

(9.11: 125)

○電燈市營の十年……………大阪市電氣局

市營前の沿革、電燈供給區域、電氣設備、營業、組織及活動、財政等に關して10ヶ年間の回顧を記録する。(10.1: 134)

○東京市電更生案……………東京市電更生審議會

東京交通勞動組合の更生案にして、同案の根

本的建前。市電の現状と之に對する更生案の
解明及一般的資料を示す。(10.9:50)

○ 東京市電氣局概要……………東京市電氣局
(10.8:243)

○ 東京市電大爭議史(附)東交1ヶ年活動誌……
……………東京交通労働組合
(9.12:102)

○ 滿洲に於ける電氣事業概況……………
……………滿洲電氣股份有限公司

滿洲に於ける電氣事業合同後の情勢を紹介す
る爲に昭和9年12月末の資料に據つて記述
せるもの。巻尾に滿洲に於ける電氣供給事業
便覽及滿洲に於ける電氣事業地圖を附す。
(9.12:264)

○ ソヴェート聯邦の電氣事業概況……………
……………滿洲電業股份有限公司調査課
(10.2:114)

○ 中華民國に於ける電氣事業……………
……………滿洲電業股份有限公司調査課
(10.3:113)

○ 中華民國電氣事業(1—4)……………
……………滿洲電業股份有限公司調査課
第1卷には江蘇省、浙江省。第2卷には河北
省、山東省。第3卷には福建省、廣東省、廣
西省。第4卷には山西省、河南省、安徽省の
電氣事業の實態を叙述する。(I.10.5:146;
II.10.5:147; III.10.8:98; IIII.10.8:77)

○ 中華民國に於ける電氣事業法規集(1-2)……
(I.10.4:86; II.10.7:171)

○ 中國電氣事業標準會計科目制度……………
……………滿洲電業股份有限公司調査課
附録に會計師諸規程を掲ぐ。(10.6:16)

電氣事業會計の理論……………加藤 良平
1 利潤定住 2 事前統制 a 發電及送電課定

計畫 b 豫算統制 3 料金認可制度 4 電氣
事業會計序説 a 資金調節法 b 計理原則に
付述ぶ。(會計 37.1:39-66)

電氣事業會計に於ける事業未収入金…木村彌藏

電氣事業未収入金に關する會計整理の概要を
述ぶ。(會計 37.2:72-80)

電氣事業會計に關する二三の問題…木村 彌藏

電氣事業の原價計算及公營電氣事業會計に關
する問題を論ず。(會計 35.1:129-136)

力率を加味する料金制に就て……………
……………電氣協會關東支部

最近高力率の電氣機器漸増の傾向あるに鑑み
特に之等に對する料金制を調査研究せるも
の。(電氣協會會報 156:39-50)

開放型低壓低速度並高壓三相誘導電動機標準仕
樣書……………

電氣協會制定の表記仕様書並其の説明。
(電氣協會會報 160:97-116)

府縣營電氣事業の概況……………安田 正篤
(地方行政 43.10:18-26)

東京市營電氣事業の過去 20 箇年と其將來……
……………田村 與吉
(工政 175:56-71)

テンネツシイ・ヴアレイ事件の真相 …

發電計畫、經營區域、E.H.F. A 會社の設立
等につき T.V.A の概觀をなす。
(帝國瓦斯協會雜誌 24.1:42-47; 24.2:38-42)

獨逸の電氣法制……………電氣協會編

ドイツに於ける電氣事業法制の全般に互り詳
細なる調査研究をなせるもの。附録として電
氣事業關係法律原文を載す。
(電氣協會會報 149:71-91; 150:51-73)

(3) 瓦斯事業

○ 東京瓦斯五十年史……………東京瓦斯株式會社

(10.10:264)

瓦斯供給停止權に就て……………水越 致和

アメリカにおける瓦斯供給停止權についての紹
介。(帝國瓦斯協會雜誌 24.6:55-58)

家庭用瓦斯需要開拓の方策……………今井 一郎

瓦斯事業者の營業政策の一として大體におい
て成功を納めてゐる方法を述ぶ。
(帝國瓦斯協會雜誌 23.7:42-48)

本邦瓦斯事業の近況……………
(帝國瓦斯協會雜誌 24.1:25-30)

瓦斯事業最近の進歩……………帝國瓦斯協會譯

諸外國における最近數十年間の瓦斯事業の發
達を紹介せるもの。
(帝國瓦斯協會雜誌 23.5:8-32; 23.6:49-76)

市營後に於ける金澤市瓦斯事業の大要……………
……………金澤市電氣水道局
(帝國瓦斯協會雜誌 24.5:26-34)

臺灣に於ける石炭瓦斯工業と最近業績更生の原
因……………米花伊太郎
(帝國瓦斯協會雜誌 24.2:1-28)

英國に於ける瓦斯普及計畫に就て…水越 致和
(帝國瓦斯協會雜誌 24.1:1-11)

改正英國瓦斯事業法案に就て……………
(帝國瓦斯協會雜誌 23.7:1-11)

英國瓦斯事業法の改正……………水越 致和
改正された 1934 年の英國瓦斯事業法につい
ての詳密なる紹介。(帝國瓦斯協會雜
誌 24.1:36-42; 24.2:28-38; 24.7:14-28)

獨逸瓦斯事業の研究……………水越 致和
ドイツにおける瓦斯事業統制の沿革及現状に
つきて詳述。
(帝國瓦斯協會雜誌 23.3:1-23; 23.6:1-18)

(4) 市場

○ 市場研究第一卷……………福田敬太郎
中央卸賣市場問題、商品取引所問題並に市場
史論等を論じた十編の論文を集録す。
(9.6:502)

○ 大東京食品市場綜覽……………宮本 一良
附録として横濱中央卸賣市場大觀を掲ぐ。
(9.12:1153)

○ 東京魚市場運送組合の沿革……………
……………東京魚市場運送組合
……………東京市場運送株式會社
(9.12:22)

○ 東京市中央卸賣市場、築地本場建築圖集……
……………東京市役所
(9.12:97)

○ 昭和 8 年度大阪市中央卸賣市場年報 ………
……………大阪市中央卸賣市場
(9.10:118)

○ 大風水害と大阪市設小賣市場……………
……………大阪市役所産業部
被害狀況、復舊狀況、白米配給に關する應急
施設、物價騰貴の狀況並に之に對する措置等
を敘述。(31)

市場權と其の内容……………鈴木正之助
市場權の實體につきこれを體系化せんとする
論策である。市場權益の内容、特質、範圍及分
類等につき述ぶ。(都市問題 19.1:83-88)

中央卸賣市場と新鮮食料品配給組織…野瀬定一
中央卸賣市場の機能及之と産地出荷者との關
係等につき述ぶ。(帝國農會報 24.10:17-23)

中央卸賣市場と産地の動向……………宮森喜久二
(大大阪 11.3:74-79)

大阪市に於ける青果市場の今昔……木村 清二
(大大阪 11.5 : 14-20)

東京市中央卸賣市場概要……東京市役所
(東京市公報 2.469 : 2997-3000)

7 上水道

○ 実践上水道(第3巻及第4巻)……
……アメリカ水道協会原著 岡本東一郎譯

最近土木工學名著譯第 21 回及第 26 回配
本、收むるところ、送水施設、上水道の財務、
管理及び防火の 4 篇。特に上水道に於ける監
督、支配の地位に在る者、上水道従業者及高
等技術者等の爲に各専門家の分擔執筆せるも
の。(III. 9.10 : 111; IV. 10.1 : 108)

○ 上水道統計(第23號、第24號)……水道協會
(XXIII. 9.10 : 553; XXV. 10.6 : 599)

○ 第 3 回總會並部會議事録……水道協會
(10.2 : 256)

○ 那覇市水道誌……那覇市役所
(10.4 : 599)

上水汚染の標識に就て……大阪市衛生試験所
第 3 回水道衛生部會の報告。人尿による汚染、
人糞による汚染、野菜煮汁による汚染、肉煮
汁による汚染、白米淘洗汁による汚染、風呂
水による汚染、海魚洗汁による汚染及工場廢
水による汚染等各場合の實驗方法及實驗成績
を掲ぐ。(水道協會雜誌 24 : 51-54)

市町村水道の行政區域外の給水に就て……
……塚原 政繁

市町村水道の行政區域外給水に關する行政制
度上の問題を取扱ふ。
(水道協會雜誌 28 : 1-4)

水道の断水に就て……藤原 孝夫
水道断水の實狀を述べ、各種の断水の場合に

於ける諸方策を説く。
(水道協會雜誌 22 : 1-4)

文献に現はれたる上水の臭味問題……谷本 清
上水に臭味の生ずる場合及其臭味の種類を示
し、臭味防止方法及び其成績作用を説く。
(水道協會雜誌 19 : 42-50)

水道料金の經營學的一考察……村本 福松
水道料金の決定は經營學的综合主義の價格算
定の精神に則り、英國に於ける如く家屋の賃
貸價格に準據する負擔力主義を採用すべきで
あると敘説。(水道協會雜誌 24 : 14-17)

牽制主義より放任主義へ……磯田 藤吉
上水道經營方法合理化の一策として提唱。第
9 回後藤伯爵記念市民賞論文 3 等入選のもの
である。(10.10 : 105-121)

東京市に於ける水道料金徴收制度の變遷並其現
狀に就て……仲田聰治郎
(水道協會雜誌 24 : 1-13)

水道費國庫補助申請調……
昭和 9 年 7 月 5 日の調査。
(水道協會雜誌 15 : 12-13)

東京市水道擴張問題(1-3)……東京市會新生會
(東京市公報 2574 : 1204-1206; 2575 : 1223-
1224; 2576 : 1239-1240)

大東京の水道水源を語る……小野 基樹
(工政 171 : 72-79)

廣島市水道第 3 期擴張工事概要……廣島市水道部
(水道協會雜誌 26 : 84-96)

高知市水道に於ける急速濾過設備に就て……
……和田 忠治
(水道協會雜誌 18 : 7-13)

佐世保市上水道擴張工事計畫……
(水道協會雜誌 17 : 69-71)

新京上水道計畫概要……
(水道協會雜誌 15 : 52-54)

札幌市上水道敷設計畫……
(水道協會雜誌 15 : 54-55)

盛岡市上水道計畫概要……
(水道協會雜誌 13 : 44-47)

今治市水道敷設計畫……
(水道協會雜誌 14 : 82-85)

岡崎市上水道工事概要……井石 多三
(水道協會雜誌 27 : 84-91)

津山市上水道計畫概要……
(水道協會雜誌 13 : 47-49)

ロンドン市上水道の概要……
(水道協會雜誌 29 : 76-77)

唐津市上水道計畫概要……
(水道協會雜誌 13 : 44)

一宮市水道市設工事計畫……足立 藤一
(工政 181 : 74-80)

8 下水道・汚物處分

○ 下水道及び汚水處理法(第 3 巻及第 4 巻)……
イー、バビット原著 高谷高一、松見三郎共譯

最近土木工學名著譯第 16 回及第 22 回配
本。汚水の組成及性質、稀釋處分法、濾格及
沈澱、腐敗作用、濾過作用、間歇砂層濾過法、
促進汚泥法、汚泥、各種の汚水處理方法、工
場廢水、汚水處理法の比較等を収む。
(III. 9.7 : 121; IV. 9.11 : 79)

下水道法改正案に就て……宇賀田順三
下水道法改正案の全體的意義を検討し、次い
で個々の條文に就いて個別的意義を吟味す

る。(水道協會雜誌 25 : 15-20)

下水道使用料に就て……村田 和夫
下水道使用料及負擔金に關する諸外國の制度
を紹介し、我國の下水道使用料問題を取上げ
従量制、放任制及折衷制等の使用料徴收制度
を説く。(水道協會雜誌 26 : 4-8)

下水道敷設の財源……藤田進一郎
プロシヤ市町村公課法を引用して下水道法改
正案に講意を表し、下水道敷設財源として受
益者負擔金、使用料及國庫補助制度に據るべ
きを主張する。(水道協會雜誌 25 : 12-14)

八幡市下水道計畫概要……
(水道協會雜誌 13 : 50-56)

福岡市下水道築造計畫……
(水道協會雜誌 15 : 57-59)

宮崎市臨時下水道築造計畫……
(水道協會雜誌 15 : 56-57)

豊橋市下水道……本田 一郎
(水道協會雜誌 22 : 80-84)

仙臺市第二期下水道工事竣工概要……薄田 清
(水道協會雜誌 25 : 66-70)

豊橋市の汚水處分場……本田 一郎
(工政 182 : 72-77)

○ 塵芥搬出手數料問題……大阪市保健部
塵芥搬出手數料問題の沿革並に最近に於ける
同手數料徴收許可申請運動の經過を述べ、手
數料徴收の理論的根據を説明し、且大阪市の
徴收實施案の要綱を掲ぐ。尙最後に此種問題
に關する外國都市の事例を引用す。
(10.10 : 26)

○ 厨芥雜芥の分別蒐集に就て……東京市役所
厨芥雜芥分別蒐集の沿革、作業の現状と終末

處分、分別蒐集の効果、厨芥の利用並有償化等を敘述。(10.3:16)

○大阪市塵芥焼却場要覽……………大阪市保健部 (9.6:25)

○大阪市清掃事業概要……………大阪市保健部 (9.6:54)

○東京市尿尿處理市營に就て……………東京市保健局 (9.11:15)

○京都市に於ける尿尿の處理と近郊農業……………橋本 元

京都大學農業經濟論集第一輯の別刷。京都市に於ける尿尿問題の歴史的考察、京都市尿尿處理現狀、汲取營業者及市役所の尿尿搬出並に處理現狀、京都市尿尿使用作物別地域、等に關する詳細なる敘述、統計を含む。(10.5:141)

9 衛 生

○大東京入院救療患者調……………濟生會救療部

昭和10年2月20日現在の調査にして、都市救療事業に對する好個の參考資料。(10.2:26)

○東京市保健局事業概要……………東京市保健局 (9.12:160)

○昭和8年度東京市防疫概要……………東京市保健局 (9.12:261)

○昭和8年度東京市内診療統計……………濟 生 會 (9.12:77)

都市環境と其改善問題に對する衛生學的批判……………戸田 正三

都市民健康保全の第一義を自然環境と人口環境との調和に求め、生活原理より都市の環境を批判し、都市の過密家屋と其生理及病理、市

民の保健及能率問題と市街家屋の關係並都市の氣候調節策を述べ、汚物處分に及ぶ。(全國都市問題會議總會研究報告1:5-18)

本邦都市に於ける傳染病と其の豫防救治……………池田 宏

最近に於ける我國各都市の傳染病發生狀況を示し、之が豫防対策及治療施設を各市別に詳述す。(都市問題19.2:1-84)

滿洲都市に於ける衛生施設に就て……………宮島幹之助

先づ滿洲都市の人口狀態を述べ、其衛生行政組織を圖解すると共に、衛生機關、診療機關及研究機關の各々を詳説し、更に同地に於ける疾病の種類、傳染病豫防対策及學校衛生の實狀に迄及ぶ。(都市問題19.1:11-20)

○結核患者數に關する調査……………東京市役所

昭和7年10月5日に於ける東京市内肺及喉頭結核診療患者數に關する調査及び昭和7年中に於ける東京市内官公私立病院入院肺結核患者數に關する調査の諸結果を収録。(9.10:25)

○結核防疫対策に關する調査……………東京市役所

東京市に於ける結核患者數を擧げ、療養所、健康相談所、保健指導等に關する現況と其將來計畫年度割を示す。尙諸外國の結核死亡率及結核豫防施設の概況を掲ぐ。(44)

結核豫防対策……………大島辰次郎

我國に於ける結核病の蔓延狀態を示し、之が対策として個人の原始的日常生活の必要と社會的豫防療養施設の重要性を説き、殊に後者の我國での未發達を指摘し、之が擴充の必要を力説する。(都市問題18.6:7-12)

日本放送協會納付金に依る結核豫防施設に就て……………濱野規矩雄

(社會事業彙報9.2:2-9)

性病、精神病、結核を中心として社會、保健行政を論ず……………大久保滿彦

第8回後藤伯爵記念市民賞論文3等入選のもの。(都市問題21.4:71-86)

醫療協同組合の經營……………岡本 正志

醫療協同組合經營の苦心を詳述。組合區域の選擇、組合區域の人口對醫師の數、勸誘募集並に申請者と出資口數、設立許可と拂込の狀況、醫療所に於ける人的設備と物的設備、事務所の位置、事業開始等に互る。(社會事業18.2:99-106)

醫療利用組合の經營上注意すべき二三の點……………堤 廣一

醫療利用組合經營上最も困難とする諸點を擧げ、其合理的解決の方策を説く。(産業組合359:43-50)

醫療利用組合の概況……………

昭和9年12月末現在に於ける我國醫療利用組合の概況。(農務時報81:1-4)

○都市噪音の防止に關する調査資料……………東京市電氣研究所

東京市電氣研究所調査報告第8號。都市噪音防止運動並に研究、都市噪音の影響、噪音の大きさと性質、都市噪音の原因と程度、都市噪音の防止方法、電氣鐵道に關する噪音の防止、警報器の噪音、電氣機械の噪音、空氣音の絶縁と固體音の絶縁等を其内容とする。(9.3:145)

都市の噪音に就て……………高田實、有本邦太郎

人體、作業能率、經濟等に及ぼす噪音の影響よりして都市噪音防止の必要、噪音の種類及程度を述べ、紐育、歐洲諸國及本邦に於ける噪音防止方法並に噪音防止に關する技術的方策を紹介す。(都市問題19.4:267-283)

法規による都市防音の防止策と其效果に就て……………森本 晟、高田 實

都市噪音問題の沿革及我國に於ける交通噪音取締の現況を述べ、更に噪音防止の將來対策に及ぶ。(電氣協會々報155:19-31)

騒音防止に關する紐育市の2,3の法規……………藤原九十郎

(法律時報6.10:12-14)

自動車の騒音防止實施に就て……………藤本 晟

東京市の街路騒音調査の結果を分析圖解し、特に自動車の騒音を抽出して之を詳述し、更に騒音防止策の施行の好結果を指摘して、騒音防止實施の有効なることを説く。(都市問題19.2:138-151)

○噪煙防止概説……………田中 文信

滿洲技術協會誌第70號別刷。其收むるところ煤煙に依る都市空氣の汚染、煤煙の有害作用、各地(滿洲)降煤量、煤煙防止の効果、煤煙防止の方法及び煤煙防止規則等。(10.1:23)

都市の煤塵に就て……………有本邦太郎

筆者の東京に於ける昭和9年5月より12月に至る8ヶ月間の空氣試験の結果を掲げ、浮遊煤塵量と温度の關係、煤煙排出量と降雨量との關係降煤量と光線量の關係等を究む。(都市問題20.3:57-64)

煤煙防止運動を顧みて……………鈴木 修藏

東京市衛生試験所の煤煙防止運動の成績調査報告を掲ぐ。(都市問題20.2:99-104)

都市水泳プールの概況……………

昭和7年末現在に於ける我國各市の水泳プールの概況。(都市問題19.1:123-130)

10 教 育

政治教育計畫……………佐々木惣一

現代に於て特に政治教育を必要とする理由を述べ、政治教育計畫に付き、目標、材料、組織の三方面より論ず。(改造17.1:2-12)

我國に於ける政治教育に就て……………佐々木惣一

(1)政治教育に於ける努力の方法、(2)政治教育の目標、(3)政治教育に於ける立憲統治

- の主義の理解の徹底。(4) 政治教育の限界 (5) 政治教育の効果等を論ず。(帝國教育 6.80: 1-20)
- 公民教育実施概況(昭和9年度).....文部省社會教育局 (9.7: 124)
- 公民科新講.....山崎 厚二 教育實際家の教授参考用。(9.5: 747)
- 自治公民の根本精神.....大島 正徳 自治の濟美に関する根本政策に就て。(1) 公民の意義と公民的自覺。(2) 社會と我。(3) 自治と協同。(4) 社會道徳と團體生活等の項目の下に所見を述ぶ。(都市問題 19.5: 11-27)
- 選挙公正と公民教育に関する各方面の意見..... (公民教育 5.8: 27-92; 5.9: 34-45)
- 實業教育 50 年史.....文部省實業學務局 (9.10: 522)
- 學生生徒の娛樂に関する調査.....文部省社會教育局 民衆娛樂調査資料第 8 輯。(10.3: 128)
- 青少年の映畫興行觀覽狀況調査概要 (教育映畫研究資料第 11 輯).....文部省社會教育局 (10.2: 65)
- 東京帝國大學學生生活調査報告 (昭和 9 年 11 月現在).....東京帝大學生課 (10.3: 66)
- 我國に於ける勞働教育について.....森戸 辰男 同研究所月次講演會の講演草案に基づいたもの。主として勞働學校に關して述ぶ。(大原社會問題研究所雜誌 1.2: 1-28; 1.3: 1-13; 1.4: 11-19)
- 英國に於ける勞働者教育.....森戸 辰男

- 國際勞働評論に發表のジョン・エツチ・ニコルソンの報告を譯出したるもの。(大原社會問題研究所雜誌 2.2: 57-77)
- 昭和 9 年勞働者教育概観.....大内 經雄 無産政黨の教育活動勞働組合の教育活動、官公私團體の勞働者教育、工場鑛山の勞働者教育等の最近の狀態を概観す。(社會政策時報 173: 157-181)
- 市立圖書館の閱覽利用狀況.....東市市教育局 (東京市公報 2598-99: 1584-)
- 教育的觀覽施設一覽(昭和 9 年 4 月 1 日現在).....文部省社會教育局 (文部時報 5.17: 33-39)

11 災害・消防

- 都市災害防備策(都市問題パンフレット No. 25).....池田 宏 自然災害防備策(第一編)、火災防備策(第二編)の兩編を含む。第一編に於ては、昨昭和 9 年 9 月の關西地方大風水害に鑑み、科學の權威を動員して綜合的災害防備策審究委員會の設置を提唱し、具體的對策として、地盤高、防護施設工作物、建築物類、鐵道軌道道路の建設に關する規格の整備、保安林制度の施行に特に留意する事等を論じ、第二編に於て、火災豫防策確立の急務を強調し我國火災豫防行政の不振を指摘し、對策として防火地區制の勵行、個人の責任觀念の強化を説き、都市計畫上に於ける火災防備を論じて火災豫防を主宰する行政警察組織を策案す。(10.2: 92)
- 都市武裝.....日本建築協會 日本建築協會が都市武裝促進委員會を設置した際の、調査、研究並に経過報告の概要を取纏めて一冊としたるもの。(10.5: 395)
- 諸災、防災科學第 6 卷..... 速水滉、天野利武、茂木藏之助、松方三郎、吉江勝保、丹羽利男、望月喜三雄、山口六平、武

- 田晴爾、色川三男氏等の諸論を含む。(10.10: 347)
- 火災、防災科學第 5 卷..... 中村清二、鈴木清太郎、内田祥三、田中八百八、須川邦彦、緒方惟一、大島義清、松井茂氏等の火災消防に關する諸論を含む。(10.8: 269)
- 昭和 9 年 9 月風水禍に因る産業被害統計.....大阪府總務部 (10.3: 179)
- 關西風水害の調査と對策.....災害調査委員會 (建築と社會 17.11: 149-218)
- 大都市の特質と其の環境改善策.....横田 實 第 9 回後藤伯爵記念市民賞 2 等入選論文。(都市問題 21.4: 40-56)
- 昭和 9 年日本火災史附消防小史.....山川秀好編 (10.4: 46)
- 大火と都市計畫に就て.....飯沼 一省 (消防 68: 14-23)
- 一般火災と地震火災.....今村 明恒 第五回防火運動の講演速記。(大日本消防 10.9: 52-59)
- 木造家屋の火災實驗に就て.....内田祥三、外 8 氏 (建築雜誌 49.597: 405-459)

12 社會・社會事業

- (1) 社會事業一般
- 社會政策原論.....河田 嗣郎 社會政策とは社會内部の調和を圖り社會の全體としての圓滿なる發達に寄與せんが爲に行はるゝ國家行爲を謂ふ、とする著者が主として社會政策と諸他の政策及社會思想との關係

- を究明せるもの。(9.10: 289)
- 社會政策要論.....森 耕二郎 社會政策の本質を究明し、主として勞働政策に付き叙す。(10.8: 502)
- 無産者救護制度體系.....野間 繁 司法研究員としての筆者が、「無産者救護の社會的法律的考察」と題してなした報告書の抜抄。無産者救護の理論を検討し内外の訴訟上及訴訟外に於ける無産者救護の方策を比照し筆者の私見を開陳す。(9.10: 808)
- 近世社會事業思想の一展望.....竹中 勝男 19世紀人道主義・民主主義・社會主義等社會思想と社會事業との關係について叙説す。(大原社會問題研究所雜誌 2.1: 37-50)
- 社會政策及び事業の基根としての社會連帶思想.....星野 辰雄 事實としての連帶と規範としての連帶との關係を究明し、社會連帶思想の具體化こそ社會政策的施設の實現なりと説く。(社會事業研究 23.2: 7-23)
- 社會事業基本觀念の吟味.....中村孝太郎 從來社會事業の基本觀念として殆ど通説的地位を占めてゐた(と筆者の見)社會連帶責任觀念を吟味し、社會事業の基本觀念を各人の自己完成に求む。(社會事業研究 23.1: 70-77)
- 社會事業の概念.....山口 正 社會事業とは社會的及政治的動機に基き現に生活難に陥り又は將來陥る虞ある個人又は社會に對し全體社會の調和的發達を期圖する社會進歩主義のもとに公共の福利を目的として保健上道徳上又は經濟上人間生活及社會生活の各方面を計畫的に救済し又は豫防する爲の公私の組織的非營利的努力である、と定義す。(社會福利 18.1: 21-29)
- 社會事業概念構成の基準に關する一研究.....

.....竹中 勝男
 社会事業の發生史的・發展史的過程に於ける内部的特殊性と社会機構の進化に伴ふその一定の外部的规定性による發展傾向の内容を指摘し、社会事業の本質に関する概念構成の基準はこの2要素の綜合に於て求めらるべきものなりとなす。(社会事業研究 22.12: 15-31)

社会事業の本義.....太田 義夫
 社会事業と社会政策との關係の論究。
 (社会事業研究 23.2: 24-33)

社会事業法と社会法體系.....菊地 男夫
 (社会事業研究 23.1: 12-18)

国民社会事業論序説—「国民社会事業の成立」試論.....大久保滿彦
 社会事業の發展を國民性に即して各國夫々の特殊性に於て把握せんと企てたるもの。
 (社会福利 18.2: 2-18)

国民運動の一翼としての社会事業 —「国民社会事業論序説」其の二.....大久保滿彦
 (社会福利 18.3: 10-18)

近代社会事業の生成と其の特質 —「国民社会事業論序説」其の三.....大久保滿彦
 (社会福利 18.7: 8-17)

我國社会事業立法の發達.....菊地 男夫
 (社会事業研究 22.9: 1-9)

社会事業の意義、範圍、種類等に就て—女子公民教科書に現はれた社会事業概念の検討—.....村松 義明
 (社会福利 18.6: 79-89)

社会事業對象の範圍.....大林 宗嗣
 社会事業の對象に関する諸論を検討したる後、社会事業の客體たるべき社会人の生活に強いて經濟的なる限定を與へざることに於て却て正しき眞理存すべしとなす。

(社会事業 18.4: 2-8)

社会事業の科學的體系に於ける對象論の分野.....三好豊太郎

(社会事業 18.4: 9-17)

社会事業の對象となる人の職業に関する一考察.....早田 正雄

諸種社会事業の對象とせらるる要救済者の統計的考察。(社会福利 18.4: 42-52)

○本邦社会事業施設要覽(昭和9年版).....中央社会事業協會
 (9.10: 285)

社会事業施設分類の技術的考察.....金 照 明
 内務省社会局、東京市社会局及嘗て東京府社会課に於て採りたる社会事業施設分類の方法等と比較しつつ、昭和9年度、東京府社会課編「東京府社会事業施設要覽」に於ける施設分類の基礎を説明せるもの。
 (社会福利 18.5: 108-119)

現代社会事業の諸原則.....山口 正
 現代社会事業の指導原則として、豫防主義の原則、最低生活保障の原則、申告主義の原則、住宅保護の原則、報償保護の原則、嚴正中立主義の原則、比例保護の原則、調査主義の原則、資金還元主義の原則なるものを挙げ、各々に就き説明す。(社会福利 19.1: 2-23)

○方面委員制度概況(昭和8年度).....社会局社会部
 (10.3: 242)

(2) 都市社会学・都市社会事業

大都市研究の基本調査に就て.....奥井復太郎
 大都市研究の基本的調査の諸項目についての解説。(都市問題20.1: 1-11)

大都市生活圏の決定について(東京都市生活圏の調査).....奥井復太郎

日常生活上に於ける大都市の勢力の及ぶ範圍を大都市生活圏と名づけ、定期券旅客交通量交通等時間距離等の交通的因子、新聞市内版配達・百貨店無料配達等の社会的因子、電話即時通話・即達便配達等の郵便的因子・都市計畫法・市街地建築物法・借家借地法等の法律的因子等の諸因子を通じて東京市の生活圏の決定を試む。
 (三田學會雜誌 28.10: 57-102)

都市問題に関する社会学的一考察.....高田 保馬
 第4回全國都市問題會議の研究報告。都市生活が其の利益社会的性質の故に個人分立の傾向を持つことを説き、該傾向の阻止のため、又人口都市集中傾向の調節のため全國的統一的社會政策の急務なるを説く。
 (都市問題 19.5: 1-10)

都市生活と自然環境.....長谷川萬次郎
 大都市が生活形態としての要素を失ひしため地方的環境にその要素を求めざるを得ざるに至りしに拘らず、資本主義により此等自然環境が破壊されつつある現状を指摘して、地方的環境統制のため絶大の權限と最高の權威とを有する國家機關の必要を説く。
 (都市問題 19.1: 1-10)

都市社会環境と都市人の習性.....市岡 武則
 都市社会事業がその對象とする都會人は都市社会構造と一定の關係に立つところの、即ち近代産業主義文化交通の中心としての性質的密度を前提とせる都市社会環境の一分子としての性質を運載せる社会的個人ならざるべからずとなし、都市環境の特質、都會人の習性とその社会的心理的環境等を究明して斯る意味に於ける都會人の了解につとむ。
 (社会事業研究 22.10: 73-82; 23: 123-129)

ウキンに於ける職業別家族構成員數に関する一研究.....館 秘
 Herbert Nowak の論文、Beruf und Familiengrößen(職業と家族の大いさ)の紹介。
 (統計集誌 651: 1-12)

都市人口の職業構成と之を繞る問題.....

.....奥井復太郎
 都市人口の職業構成と各層の社会的性質との究明こそ一般都市社会問題に寄與すべきを説す。(社会事業 19.4: 26-33)

都市社会事業と都市群衆社会学.....今井 時郎
 (社会事業 18.6: 2-7)

人口向都と大都市貧民層の生成.....奥井復太郎
 (社会事業 18.6: 8-14)

都市の膨脹に伴ふ社会施設の分布調整.....松橋 基彦
 (社会事業 18.6: 36-41)

大都市社会事業の機構.....山口 正
 大都市社会事業に於ける聯絡統制の方法につき述ぶ。(社会事業 18.6: 15-20)

大阪に於ける救護事業の史的發展.....上山 善治
 (社会事業研究 23.10: 152-164)

再び區社会課の使命を論ず.....磯村 英一
 (社会福利 18.9: 2-9)

東京市方面事務の隣保事業化と民間隣保事業.....谷川 貞夫
 (社会福利 19.3: 2-11)

米國に於けるコミュニティー・センター運動—市民館事業の一参考資料—東京市社会局調査掛
 米國に於けるコミュニティー・センターの發達、種類、事業、組織等を述ぶ。
 (東京市社会局時報 9.1: 287-290)

都市財政と社会事業費.....酒井 利男
 主として六大都市に於ける社会事業費の膨脹傾向を數字的に指摘しつつ、社会事業財源確立の要を述ぶ。(社会事業 18.6: 28-35)

公營社会事業の經費と財源.....山口 正
 社会事業の財源に關し内外の實情並に本邦に

於ける諸意見を紹介し、社会事業費充當のためにする特別税新設の要を主張す。
(社会政策時報 165:131-140)

(3) 生活状態調査

- 失業者生活状態調査……………社会局社会部
六大都市に於ける失業者生活状態調査を總括せるもの。第1部 日傭労働失業者、第2部 知識階級失業者、第3部 工場労働被解雇者 第4部 交通労働被解雇者。(10.3:67f)
- 京都市に於ける知識階級失業者生活状態調査 (調査報告第29號)……………京都市社会課
(9.3:227)
- 京都市に於ける土木建築労働者生活状態調査 (調査報告第28號)……………京都市社会課
(9.3:116)
- 名古屋港に於ける仲仕労働調査……………名古屋地方職業紹介事務局
(9.3:52)
- 紙屑拾ひ(パツヤ)調査……………東京市社会局
(10.7:53)
- 東京市要保護世帯調査(昭和8年10月1日現在)……………東京市社会局
(9.11:109)
- 要保護世帯に於ける特殊事情者の調査……………東京市社会局
昭和8年8月9日乃至同12月28日實地調査。不具、廢疾、精神耗弱の成人及兒童に關する調査。(9.3:215)
- 要保護世帯に於ける老衰者の調査……………東京市社会局
(9.3:30.附3)
- 金澤市に於ける第1種カード階級者(居宅救護)の生活状態調査……………村上賢三、瀧田友生

昭和8年10月1日現在、金澤市に於ける居宅被救護369世帯に關する生活状態調査結果の報告。(社会事業 18.6:86-99; 18.7:109-117; 18.8:99-109)

要保護世帯の標準に就て……………大野木克彦

1929年ロンドンの調査に於ける最低生活標準並に東京市の採用せる要保護世帯の標準について紹介説明す。(社会事業 18.4:50-55)

貧困の研究……………東京市社会局調査掛

ロンドン・トインビーホール館長マルロン氏のPoverty yesterday and to-dayの抄譯。貧困の範圍及其性質、原因、影響、対策等に就き述ぶ。(東京市社会局時報 9.2:319-324; 9.3:4:348-352)

貧困に關する若干の考察……………池川 清

諸説を検討しつつ、貧困原因をイ)先天的體質上或は生理的の劣性、ロ)社会経済組織上の缺陷及非個人的偶發的事故、ハ)個人的缺陷に求む。(社会福利 18.7:23-32)

都市を中心としたる貧困現象……………池川 清

特に東京、大阪兩市に關する諸調査を實證しつつ、筆者の貧困原因の分類を敷衍説明せるもの。(社会福利 18.9:10-22)

最近六年間東京市勤勞階級家計の變化……………猪間 駿一

大正15年乃至昭和2年東京市253世帯家計調査と昭和7年乃至8年同市321世帯家計調査とを根本資料として兩期間の勤勞階級家計の變化を數時的に究明す。(都市問題 20.1:103-122; 20.2:43-56)

江東に於ける法律相談……………市川 猛雄

東京市江東地區に於ける帝大セツルメントの無料法律相談に現はれたる諸事件の10箇年の統計的解説。(法律時報 6.12:20-25)

○ 大阪市細民街の死亡調査……………大阪市産業部

昭和7年中に於ける調査。(9.9:55.附106)

(4) 兒童保護

都市に於ける兒童保護施設……………木村 義吉

兒童保護の基礎觀念を明かにせる後、母性及胎兒保護、正常兒保護、異常兒保護並に總括的兒童保護の4に分類して都市兒童保護施設を體系的に説明す。(社会事業 19.1:41-46)

都市兒童相と兒童保護事業層……………早川 正雄

昭和9年9月六大都市社会事業協議會に於ける東京市提出の都市兒童保護事業體系草案に基き大東京の兒童保護事業を批判す。(社会福利 18.11:2-14)

都市に於ける兒童保護事業體系……………田中 政雄

第9回六大都市社会事業協議會神戸市提出の草案。該協議會に於て採擇せられたる東京市案に對する批判を含む。(社会事業 19.6:113-120)

幼少年浮浪性の社会経済的基礎……………池川 清

Henriko Gelb氏のワルシャワ市に於ける研究の紹介。少年の浮浪性は其の經濟状態と不可分の關係にあるものにして、一部研究家の如く之を心理的動機にのみ求むることの不可なるを説く。(社会福利 19.8:14-20)

○ 要保護世帯に於ける乳幼兒の生活状態……………東京市社会局

調査標準日、昭和9年7月1日(10.3:89)

○ 要給食兒童調査(昭和9年11月)……………東京市社会局

(社会事業参考資料 10.3:23)

○ 兒童關係法規集……………東京府社会課

(社会事業資料 23號 10.5:220)

(5) 職業紹介・失業保險

○ 第2回職業紹介所就職者調査……………東京市役所

(10.3:485)

○ 求人事情調査……………京都市社会課

京都市に於ける職業紹介に關する調査の第1部。(調査報告第34號 10.3:115)

○ 東京市職業紹介不成立事情調査……………東京市社会局

(10.3:117)

○ 職業紹介事業關係史料(社会部報告第200號)……………大阪市社会部

寛延4年「奉公人請狀之事」以下職業紹介に關する古文書の寫記の集成。附録として徳川時代の労働法制に關する史料をも收む。(10.8:122)

○ 關西風水禍罹災者就職斡旋本部事業誌……………罹災者就職斡旋本部

(10.1:197.附77)

○ 都市失業保險の成立過程(上卷)「大阪商大經濟研究所調査彙報第7輯」……………平田 隆夫

西歐都市に於ける失業保險の形態と其の制度とを概説し、主要諸都市に於けるガン式失業保險制度につき其の成立と發展とを詳述す。(9.12:389)

大阪市に於ける一般労働者失業保險……………平田隆夫

(經濟時報 6.12:21-32)

名古屋市の失業保險制度に就て……………平田 隆夫

(社会事業研究 23.6:117-126)

大阪市に於ける要救済失業労働者及其の就勞狀況……………安田 辰馬

(社会事業研究 23.6:107-116)

○ 失業應急事業概要(昭和7年度同8年度)……………社会局社会部

失業救済事業の沿革、該事業の施行當初より昭和8年度までの事業成績、關係諸通牒等一切を含む。(10.3:371)

- 失業問題に關する文獻(社會部報告第188號)
.....大阪市社會部勞働課
(9.7:78)

13 經 濟

(1) 人 口

- 日本人口問題研究第2輯.....協 調 會
將來人口の豫測に關する研究、出生及死亡に關する研究、人口と職業に關する研究の三部門に就き諸家の論策を集録。(9.10:495)
- 東北地方の人口に關する調査.....人口問題研究會
東北地方の人口動態、現在人口の傾向、移動、産業別人口構成と其變化、土地と農家、一世帯當人口等を調査。人口問題資料第9輯。
(10.5:87)
- 東京市家族統計.....東 京 市
昭和9年6月10日の調査。家族の構成、婚姻、婚姻の解消、出産兒、子女の分離並に死亡等に就き統計を示すと共に、其結果を概説す。
(10.3:370)
- 本市住民に關する一研究.....大阪市社會部勞働課
年齢階級別及體性別に住民の構成を見、入出寄留人口、入出寄留者の前住地及出寄留先並居住年限階級別公民人口等により住民の移動を検べ、住民の納税人口を市住民及非住民に分ちて掲ぐ。
(9.10:44)
- 國勢調査に現れたる我國民の職業.....上田貞次郎、小田橋貞壽
大正9年及昭和5年の國勢調査により人口の年齢構成及職業構成の變化を統計的に研究。
(社會政策時報 165:1-25; 166:82-119)
- 大阪市人口増加と在住鮮人人口.....上山 善治
(大大阪 10.8:40-43)

農民離村の問題に關する若干の考察...半澤耕貫
農民離村の發生原因を經濟上及社會上より求め、次に農民離村の農村經濟に及ぼす諸影響を詳述する。(社會政策時報 171:54-62)

人口問題の解決と小工業問題.....長岡保太郎
工業殊に小規模工業に従事する我國人口の大なることを指摘し、其勞働條件の劣悪なるを示して、之が改善を望む。
(社會政策時報 175:3-10)

(2) 産 業

- 本邦内地工業分布の趨勢.....商工省工務局
設立時期及經營規模(使用職工數)、主要事業別工業額及國勢調査人口の三觀點より本邦内地の工場分布状態を示す。(9.8:121)
- 都市農村相關經濟論.....中澤辨次郎
都市と農村との相關關係を金融、人口、交換、租税、財政及文化等を通じて研究。都市及農村經濟研究に對する一の新しき見方を暗示する。
(10.6:255)
- 昭和9年東京市工業調査.....東京市産業局
(9.3:1143)
- 東京市に於ける工場規模分布の調査.....奥井復太郎
三田學會雜誌第28卷第6號掲載論文の別刷。
(9.5:64)
- 東京市域内農經營の實態.....帝國農會
東京市農業に關する調査の第2輯。
(10.3:188)
- 東京市水産調査書.....東京市産業局
(10.3:117)
- 昭和8年大阪市工業調査書.....大阪役所
(10.5:659)

○昭和8年大阪市内各種工場統計.....大阪商工會議所
(9.12:102)

○大阪經濟史研究.....菅野和太郎
主として幕末及明治初年の大阪經濟史の研究にして、經濟上より觀たる大阪、大阪の商業と近江商人、徳川時代の手形、外人の觀たる大阪開港、大阪開港と諸藩、大阪と天災の諸項を収む。
(10.6:266)

○名古屋市に於ける農業推移狀態調査.....名古屋市産業部
(10.4:74)

○産業及び經營調査.....高松高商調査課
高松市に於ける小賣商及卸賣商の經營實情調査。
(9.11:292)

自治團體に於ける經濟政策の限界...白石幸三郎
自治團體の經濟政策は、第一に現在の資本主義經濟の機構そのものより、第二に自治體の國家に對する從屬的地位により原理的に二重の限界が存するとなし、斯る限界内に於て現在尙爲し得る自治體獨自の政策は市民の消費的生活及市を中心とする中小商工業との關係に於てであらうとする。
(東京市産業時報 1.1:1-12)

「都市工業の田園分散」批判.....木村 靖二
都市工業の田園分散論を批判し、眞の農村機構直しの爲めには此理論の警戒さるべきことを説く。
(都市問題 18.5:9-26)

東京市農業事情の變遷に就て.....山崎 平吉
(東京市農會報 10:2-10)

工業調査の結果より觀たる東京大阪兩市の工業比較.....前野不二男
商工省の六大都市及其所在府縣の商工業調査の中の東京、大阪兩市の工業調査に基き、工場數、生産額、生産品、投資、工場規模、収益及副

業工場に亘り、二大都市の工業狀況を比較検討する。
(東京市産業時報 1.3:44-70; 1.4:29-52; 1.6:53-75)

都市の産業行政に關する一管見.....西野入愛一
六大都市に於ける商工業集中の狀態を示し、大都市産業行政の重要性と其指導原理とを論ず。
(東京市産業時報 1.1:21-29)

農産物消費市場としての六大都市の地位.....木村 靖二
農産物消費指標として六大都市の人口及富力を觀み、都市消費の農産物の種類及其數量を示し、農産物配給の狀態及直接販賣事情に及ぶ。
(都市問題 20.2:77-97)

都市工業の地方分散と農村工業.....中澤辨次郎
都市工業の地方分散化傾向及農村に於ける工業隆盛の社會經濟的意義を究む。
(都市問題 20.2:57-76)

農村工業化と都市政策.....吉川末次郎
農村工業化に關する諸論の批判より始めて、都市の田園への近接化運動及其の一としての田園都市運動を論じ、無政府主義者、空想的社會主義者等の農村工業化論を論じ、ソウエート聯邦に於ける農村の工業化を紹介す。
(社會政策時報 168:46-68)

都市及び地方工業分布の概観.....中澤辨次郎
(都市問題 21.1:61-74)

工業に於ける經營所在地の選定に就て.....大塚 一朗
經營經濟學的見地にて提出される工業的經營の所在地選定問題の基本的性質を論ず。
(經濟論叢 41.4:85-105)

大阪市場に於ける朝鮮米.....西澤 基一
各種の米穀消費統計により大阪と朝鮮米との關係の極めて密接なることを論證し、進んで大阪に於ける朝鮮米の供給及消費の季節的變動を説く。
(經濟時報 7.3:43-49)

經濟的に見た關西風水害……………嵯川 虎三

大阪を中心として主として工業の被害を述べ商業、農業、漁業の夫れにも及び、各階級層に於ける被害の程度及其回復策を通じて、資本主義社會の天災の意義を明らかにせんとする。(改造 16.11: 48-56)

近畿颱風の經濟損害……………

各工業部門に分ち、颱風の與へたる經濟的損害を詳述す。(エコノミスト 12.20: 9-15)

(3) 中小商工業(百貨店、産業組合を含む)

○ 商業調査書 上、中、下巻 3 冊……………

……………名古屋市産業部
昭和 8 年 6 月 30 日現在に於ける名古屋市内に固定店舗を有する物品販賣業者及製造小賣業者に関する業種、業態、資本金額、金融、仕入、販賣、營業費、營業時間、組合關係、兼業、其他 22 項目に亘る廣汎詳細なる實態調査。(10.3: 上 1200, 中 1010, 下 876)

○ 小賣商工業者の實情調査 (1)……………

……………金澤商工會議所
組織、經營、金融の 3 項に就き同市の小賣商工業者の實態を調査したもの。(10.5: 27)

我國に於ける小工業の現在及將來…上田貞次郎

先づ小工業の現状を眺め、徳川時代の我小工業に就いて述べると共に、我國小工業の特異性を説いて、其大工業に對する抵抗力を明かにし、最後に小工業に對する社會政策に及ぶ。(社會政策時報 175: 31-48)

中小商業振興對策研究に於ける基本的考慮……………

……………村本 福松

需給適合に関する全體的適合關係實現と個別的適合關係實現との區別を説き、個別的適合關係の實現と經營倫理、經營倫理と經濟主義に就いて述ぶ。(經濟時報 6.12: 1-10)

日本經濟に於ける中小工業の重大位置……………

……………高橋 龜吉

我國民經濟に占むる中小工業の位置の重大性と其の原因を述べ、中小工業問題に絡まる日本資本主義の特殊性及我労働問題の特異性を明らかにする。(改造 17.1: 28-49)

小賣商免許制に關して……………井上 貞藏

小賣商夥多の一例を東京市の物品販賣業調査に求め、次に伊太利及獨逸に於ける小賣商對策の骨子を示し、小賣商免許制の必要を説く。(經營經濟研究 17: 97-107)

ドイツに於ける中小工業保護法に就て……………

……………稻葉 秀三

ドイツ中小工業の地位を示し、ナチス政府の中小工業對策を述べ、具體的にドイツ手工業臨時組合法及家内労働法の内容を掲ぐ。(社會政策時報 171: 122-135)

商店街の構成……………平井泰太郎

神戸商業大學經營學研究室の神戸市及姫路市中心商店街調査報告書の一部にして、商店街の性質、大都市商店街と中都市商店街、賣場面積及従業員數より見たる商店街、經營規模、業種別營業量及來客數、經營の内容的調査、商店街の發展段階等に関する報告。(國民經濟雜誌 58.3: 19-44)

商店街の動向……………平井泰太郎

神戸商業大學經營學研究室の神戸市及姫路市中心商店街調査報告書の一部にして、商店街の構成、變改、及其推移の傾向を調査せるもの。(國民經濟雜誌 58.2: 1-28)

百貨店出張販賣の本質……………堀 新一

百貨店出張販賣の本質的形態及本質的機能を説述。(經濟論叢 38.6: 134-146)

百貨店出張販賣存續の條件(上、下)……………堀 新一

百貨店存續條件決定の社會機能的見地の價値を明らかにし、更に百貨店出張販賣の諸社會的機能を説き、之れに對する統制形態を論ずる。(經濟論叢 40.5: 108-120; 40.6: 119-130)

植民地都市に於ける百貨店の近情……………堀 新一

百貨店の植民地進出状況を概観し、之と該地小賣店との關係、百貨店進出の合理化を述べ。(都市問題 18.6: 109-119)

百貨店の卸賣兼營問題と小賣商……………松井辰之助

百貨店の卸賣業務兼營の將來的可能性を豫想的に肯定し、其小賣商問題の一解決策としての社會的意義を検討。(經濟時報 6.7: 31-40)

中小商工業の更生と組合運動……………谷口 吉彦

中小商工業の存續發展の餘地あることを述べ、中小商工業の強味弱味を詳述し、其の更生と組合運動との關聯を説く。(經濟論叢 39.5: 43-65)

消費組合と農業生産組合の直接聯繫……………平 賀

同じ協同組合主義の下に在る兩者の直接的聯繫の可能性如何を問題とする。(經濟時報 6.8: 47-56)

ライプチヒ見本市略史……………

(東京市産業時報 1.1: 94-99)

(4) 労働市場

農家經濟と労働市場との接觸面……………渡邊 信一

「經濟學論叢」第 4 卷第 3 號記載の筆者の論文「資本家的企業團と農家經濟團との労働力需給關係」の續稿であつて、(1) 農家經濟と資本家的諸企業との労働力需給關係の形式、(2) 労働力需給關係に於ける農家經濟の地位及(3) 各部類の農家經濟の此關係に於ける重要度等を論ず。(帝國農會報 24.8: 5-19; 24.9: 3-18)

出稼と農家經濟……………渡邊 信一

資本家的企業への農家經濟からの労働力供給過程を説明し、出稼労働力中に於ける農家の地位及同労働力を需要する工業の種類と其需要度を究め、各部類農家經濟の出稼労働力供給の状態を研究。(職業紹介 14: 4-14)

工業に關する農家經濟の労働力補給關係……………

……………渡邊 信一

工業賃労働者及出稼労働の給源としての農家經濟の地位を説き、之等労働力移動の諸條件を示し、更に工業的諸企業と農家經濟との間の家内生産關係と賃労働關係との重複に論及。(地方行政 42.7: 2-16)

關西地方暴風水害直後の労働市場……………安田 辰馬

風水害直後に於ける大阪地方職業紹介事務所の非常編成、同市の労働配給非常統制組織、勞務需給狀況一斑、日傭労働紹介狀況、労働賃銀の狀況、地方労働者の移動、風水害罹災者就職斡旋本部の開設等の各項に亘り叙述。(職業紹介 13: 18-31)

明治初年に於ける諸職人の労働事情……………高村象平

鐵道寮雇傭建築労働者の賃銀及び労働時間の研究。(三田學會雜誌 28.11: 103-139)

(5) 庶民金融

○ 細民金融に關する調査……………東京府學務部社會課

細民地區に於ける金融狀況、細民金融と金貨、細民金融機關としての無盡及質屋等に關する調査。(10.6: 201)

○ 大阪市に於ける中小商工業金融調査 上巻第 1 分冊、第 2 分冊、第 3 分冊……………

……………大阪商大經濟研究所

昭和 6 年 7 月、昭和 6 年 10 月末、及昭和 7 年 11 月末の調査であつて、其收むる所は經營關係、金融機關との取引關係、金融關係現狀、普通銀行よりの借入金狀況、普通銀行以外の金融機關よりの借入金狀況、金輪再禁の影響に最近の狀況、將來中小商工業金融の改善に對する希望の諸項。(I.9.11: 377; II.10.6: 317; III.10.10: 583)

○ 質屋利子の研究……………東京質屋組合

庶民金融研究上の貴重なる文獻。其收録する所は、質屋利子の沿革資料、法律上より考察せる質屋利子、利子を中心として見たる民營

質屋と公營質屋、外國及我國外地に於ける質屋の概要、東京市に於ける質屋と質屋利子の考察、各種庶民金融機關の利率。(9.11:527. 附録 60)

○割賦販賣に關する調査……………東京市産業局 (10.3:151)

大阪市に於ける中小工業金融問題…楠見 一正
大阪商大經濟研究所調査彙報第6輯「大阪市の中小商工業金融調査」の第1回調査の要點を紹介したもの。(社會政策時報 175:344-369)

農村資金の都市流出問題に關する一考察……………黒河内 透

農村資金移動に就て忘れられた問題即ち都市より農村への資金流入の問題の研究をさるべきことを指摘する。(自治研究 10.12:35-46)

頼母子講の現状及其整理方法に就て…後藤駒吉
頼母子講の現状を述べ、頼母子講解體整理方法として信用組合及負債整理組合への肩替りを説き、又講の運営改善方法に及ぶ。(新民 30.3:29-40)

庶民金融の歴史と現況……………井關 孝雄
JOAKよりの放送を轉載したるもの、庶民金融の歴史並現況の概略を述べ。(庶民金融 10.7:2-9)

商工中央金庫設立問題……………松崎 壽
(銀行研究 28.6:1-14)

(6) 其 他

○國富及國民所得……………中川 友長
國富及國民所得額の測定に於ける國富及國民所得の意義、同測定方法、從來行はれた測定結果に現はれたる國富及國民所得額、其他國富及國民所得測定に關する主要事項全般に互り記述。(10.9:413)

○昭和5年國民所得調査報告……………内閣統計局

(9.12:60 附録 24)

○商工行政……………高嶺明達、津田廣、神田暹
内國商業行政、貿易行政、工業行政全般に亘る現行行政の敘述。自治行政叢書の第17卷。(10.3:547)

○東京市域内農家の生活様式……………帝國農會
東京市農業に關する調査第1輯。(10.3:464)

○最近10箇年に於ける電氣關係主要文獻目錄……………滿洲電氣株式會社
(10.9:708)

○江戸と大阪……………幸田 成友
主として徳川時代に於ける兩都の對照及び連繫を取扱ふ。其範圍は市街、市制、市内の交通、兩都間の交通、金融、御用金、米、油の取引事情及株仲間等。(9.11:333)

本邦生活費變動の都市別觀察……………小出 保治
商工省小賣物價統計を通じて本邦13都市生活費變動を場所的に觀察し、各都市の生活標準順位を決定する。(中央銀行會通信錄 381:21-38)

函館の大火と火災保險……………椎名義三郎
函館大火の各火災保險會社に與へたる諸影響を述べ。(經濟時報 6.3:1-10)

風水害保險の可能性……………瀧谷 善一
風水害中暴風雨に對する保險が最も民間事業として經營可能性の大なること、水害保險、潮害保險が順次其可能性小なることを理論的並數字的に説明し、風水害保險の強制國營論に反對す。(國民經濟雜誌 58.1:1-17)

港灣企業形態に就て……………奥野 純次
J. Lohmeyer 著「港灣經濟に於ける公企業の課題と形態」の概論を抄譯紹介したるもの。(港灣 13.7:13-23)

大阪港貿易の發展……………尾形 繁之

(經濟時報 6.5:21-30)

洞海灣發達史……………徳田 文作
(都市公論 18.6:96-100)

立法的見地に立ちて諸外國の鐵道對自動車問題の對策を觀る(1-2)……………

佛蘭西、白耳義、獨乙、伊太利、埃地利、チエツコスロヴアキア、英吉利、北米合衆國、匈牙利、加奈陀、西班牙及瑞西等の諸國の鐵道對自動車問題の立法的對策の觀察。(外國鐵道調査資料 8.8:27-32; 8.10:47-49)

14 照明・燃料・動力

(1) 照 明

晝光照明學の根本命題……………川畑 愛義
第1編「從來の物理光眼の機能再検討と余の考案せる光電管照度計に就て」、第2編「作業場に於ける天窗照明と側窓照明の比較研究」、内外關係文獻を多數収録す。(國民衛生 11.5:993-1036)

明視論は斯く教ふ……………小西 彦磨
New Science of Seeing を紹介し、主として店舗照明につき之を説明す。(電氣協會々報 164:57-66)

歐米に於ける建築照明の最近の傾向…門倉則之
(建築雜誌 589:956-961)

「ネオン・サイン」の統制……………錦田 直一
ネオン・サインの現況及其統制の必要並統制の方法を説く。(都市問題 19.4:249-265)

(2) 燃 料

ガス熱の利用に就て……………三橋斗機雄
(帝國瓦斯協會雜誌 24.4:7-32)

導管より漏洩瓦斯の檢出法に就きて……………柳田松太郎

(帝國瓦斯協會雜誌 24.4:33-58)

メタンガスに就て……………菅 眞三

メタンガスの經濟的價值並に將來に於けるその普及性及工業用燃料としての可否を論じ、筆者創案の瓦斯發生方法及其の淨化裝置の近況とを述べ。(燃料協會誌 145:1246-1250)

横濱市に於ける工場招致と燃料問題…小森久平
横濱市の發展を期す可き工場招致の實現に就き考慮すべき諸點を述べ、之に關聯せる各種燃料問題に就き説述す。(燃料協會誌 152:588-600)

京濱地方に於ける石炭の配給及び消費の變遷……………與村三樹之助
(燃料協會誌 152:581-587)

自動車用ガソリン……………飯高 信男
主として自動車用揮發油の諸性質試験に就き述べ。(電氣協會々報 163:9-17)

(3) 動 力

京濱地方に於ける自家用電氣施設……………電氣協會關東支部統計調査委員會
(電氣協會々報 163:23-27)

關西風水害に於ける送配電線の被害狀況……………石崎 庚作
(電氣協會々報 163:1-8)

發電所送電線建築豫定計畫書(九州)……………發電水力開發調査委員會
(電氣協會々報 163:19-22)

東北・北信地方の發送電建設計畫……………電氣協會發電水力調査會
(電氣經濟時論 7.6:16-19)

長野縣に於ける水力發電の概況……………馬場 宗光
(土木學會誌 21.9:1286-1293)

15 財 政

(1) 財政一般

○昭和9年度地方財政概要……内務省地方局編 (10.2: 105)

○昭和9年度臺灣地方財政概要……臺灣總督府内務局 (10.10: 135)

○東京市の財政……東京市役所 彪大なる東京市財政を簡潔に説いて市民に市財政の現状を知悉せしめんとし、昭和8年以來刊行されて来たものである。歳計の概説より現下の重要な財政問題に至るまでの6章の外に、附表21表を加ふ。(10.9: 74)

○昭和9年度大阪市財政要覽……大阪市役所 (9.11: 397)

○經濟學文獻大鑑第1卷財政篇(1919—1933)……大阪商大經濟研究所 1919年より1933年に至る内外に亘る財政學の著書論文の索引にして18章より成り、第13章は特に地方財政關係の爲に32頁をさいてゐる。(9.12: 610)

○昭和9年度京都市財政要覽……京都市役所 (9.11: 269)

○昭和10年度甲府市の財政概要……甲府市役所 (10.8: 61)

地方財政に於ける不公平……小山田小七 地方財政主體間の地域別に見たる不公平の問題を取扱ひ、その原因として天恵の厚薄より生ずるもの、社會經濟組織から生ずるもの外に更に兩者の差異を考慮せざる劃一的地方行政制度による原因の三點を指摘す。(地方行政 3.2: 20-26)

人口別に見たる我國都市財政の不均衡……藤田 武夫

我國都市に於ける市税負擔と市民所得との關係を人口段階別に考察し大都市が軽く、小都市程重いと云ふ事實を指摘す。(都市問題 21.3: 163-177)

地方財政概要の改正……汐見 三郎

現行地方財政概要は事務報告書乃至官廳統計としては可なるも、地方財政の真相を國民の頭に鮮明に印象づけるには尙ほ不足あるを以て、之を改善して生きた社會統計たらしめんとの見地から種々の缺點を指摘す。(自治研究 10.11: 9-22)

地方財政概要の改正説に就て……大村 清一

現行地方財政概要に対する諸學者の批判に答へ將來の改正に就て當局者の見解を示す。(自治研究 10.12: 1-16)

府縣財政管見……戸 二郎

府縣歳出入の不均衡を是正するの途として歳出中の相當部分を國庫に移すことと、歳入財源の涵養方法をあげ、財政調整交付金制の實現を要す。(都市問題 21.2: 235-241)

農村及都市の財政狀況の概要……農 林 省

(農務時報 74: 15-23)

都市財政の現況と其の打開……大塚 辰治

都市施設の擴充に伴ふ都市財政の窮乏の必しも樂觀を許さざる物あるを説き、その打開策として公企業經營の安固化、委任事務増加の制限地方税制の根本的改正による税源分配の是正を主張す。(都市問題 21.2: 153-177)

都市財政に就いての一考察……畑 市次郎

都市財政をば社會經濟の一部門としての普遍的性質並にそれ自體の具有する特殊の地位から論じ、特に財政經理の合理化の爲に私企業の原則を各部門に採用すべきを強調す。(地方行政 43.8: 16-22)

六大都市に於ける事業會計の豫算組織(上、下)

……東京市財務局 (東京市公報 2610, 2611)

六大都市水道經濟並軌道經濟比較(上、下)……東京市財務局 (東京市公報 2611, 2612)

地方財政改善方策に關する沿革的研究……猪間 驥一

最近に於ける歴代内閣の地方財政政策を概観し、税制政策の發達を略述して財政調整交付金案に及ぶ。(都市問題 21.2: 481-500; 21.3: 65-90; 21.5: 47-62)

最近アメリカの地方財政政策……弓家 七郎 ニュー・ディール下のアメリカ都市財政々策の概観。(都市問題 21.2: 515-536)

最近に於ける獨逸地方財政對策……小田 忠夫 (都市問題 21.2: 537-557)

(2) 經 費

農村及都市の各種團體負擔狀況……農 林 省 租税以外の各種團體の負擔の意義を都鄙別に考察せるものにして、特に之が農民の所得に比して極めて高負擔なることを明にす。(農務時報 75: 1-17)

地方財政資料……内務省地方局調査 昭和5年以降に於ける道府縣債及市債の現在額と別に試案としての地方債中主要なる國政事務推算額を掲ぐ。(斯民 30.5: 62-67)

人口の都市集中と教育費……上田貞次郎 國民經濟の發展に伴ふ人口都市集中の必然性及都市人口の年齢構成を説き、教育費の町村分擔の不合理と義務教育費國庫負擔の妥當性を國民經濟的觀點より力説す。(農業と經濟 2.8: 2-9)

義務教育費に對する國家の負擔……有浦 三男

小學校教育費負擔に關する我國の沿革と現状、諸列強の情況及諸學者の意見を紹介す。(帝國教育 671: 31-42; 673: 1-21)

六大都市人件費に關する比較(上、下)……東京市財務局 (東京市公報 2612, 2613)

道路に關する公費支出の回收に就て……菊池 慎三 從來道路專用に關して行はれたる路政當局の怠慢をあげて、道路費の回收又は路面電車市債の元利償還の手段として道路専用料制度の適正なる確立を要望す。(道路改良 16.11: 3-11)

本市普通經濟の整理節約に關する調査……東京市役所 昭和4年以後の市普通經濟の整理節約の實績を數字的に表示すると共に、併せて人件費の單價低下狀態を逐年的に比較す。(東京市公報 2479, 2480, 2481)

部落協議費の研究……汐見 三郎 我國自治生活の最小單位なる町村内の部落に於ける財政經費たる部落協議費を一般的、特殊的資料を以て考察したる上、從來一切の制度上の不合理にも拘らず、存續し來つた部落とその協議費の財政問題とは、今後の地方行政改革に於ても閑却し得ずと説く。(經濟論叢 41.1: 40-52)

帝都市政の基調と財政難對策……菊池 慎三 東京市財政の實績より見て、市財政難の打開は單に當局に人を得れば必しも困難に非ざることを述べ、現下の自然増収を機として市財政對策を効果的に行ふべしと説く。(都市問題 19.5: 205-222; 19.6: 51-67)

地方名譽職員費用辨償並報酬支給の現状……東京市政調査會 (都市問題 19.2: 113-136)

(3) 雜稅及負擔

○朝鮮に於ける税制整理經過概要……………總督府財務局

朝鮮に於ける税制整理の經過を大正 15 年の税制調査委員會設置以來につき 9 章に別ちて説述す。(10.3:320)

○東京市新特別税解説……………恩河 朝健

昭和 9 年度より新設された東京市の 4 新税即ち特別所得税、法人特別所得税、俱樂部税、備人税に關する解説。(9.11:124)

○増税及整税論……………神戸 正雄

現下我國の當面する整税の増税乃至増税の整税の必要に資せんとして、我國の税制に再検討を試みたるものにして、3 部より成り第 1 部は税制及増税の必要、第 2 部は税制批判及整税案、第 3 部は若干税の大改造案について述ぶ。(10.10:377)

東京市に於ける税制整理問題……………川島 宏

現行制度下に於ける東京市税についての不合理を指摘して、特に各市民層間に於ける負擔の分任關係や各區に於ける税源配分問題に付改革を要する點多きを述ぶ。(都市問題 21.1:47-59)

市町村税戸數割の賦課要件に就て……………中谷 敬壽

戸數割の制度を解釋法學の立場からその人税たるべきを明にし、その賦課要件として構戸の事實の外尙住所又は 3 月以上滞在の事實を必要とする所以を明にす。(公法雜誌 1.10:13-33)

納税組合法の制定に就て……………唯野 喜八

國家地方自治體財政の確立と鞏固化を圖る爲に最必要なる納税思想の涵養と納税成績の昂上に資する爲に納税組合法を制定し獎勵金交付制を確立し、併せてその役員に對する表彰策を説く。(税 13.9:23-28)

農村及都市の租税負擔狀況……………農 林 省

農村及都市の或る階層について、その直接税負擔を比較す。所謂農村負擔過論の數字的

證明である。(農務時報 73:1-14)

自動車道の免租に就て……………大矢 寧明

自動車道路の構造及保安設備は地方鐵道及軌道用地と異なる所なきに拘らず、地租の免納なきは穩當を缺くを以て速に地租法 2 第條中の免租項目に「自動車道用地」なる一項を追加すべきを要望す。(道路改良 19.9:93-104)

市町村の擔税力……………汐見 三郎

市税負擔は町村税負擔に比し輕いと云ふ事實は認むるも、然し市相互、町村相互間にも各種の負擔力の差異あるを以て之を一概に市部、町村部に概括して政策を決定するは危險であり、各群毎に具體的對策を必要とすと説く。(經濟論叢 41.3:36-49)

免稅點以下の小所得者への地方課税……………神戸正雄

本税の課税は能力原則からして何分の説明はつき、財政收入上或程度の必要に應じ得るも併し社會政策上面白からず、特に東京市の如き生活費高き大都市にありては一層躊躇すべきものと説く。(經濟論叢 40.1:1-16)

○本市に於ける社會的負擔について……………大阪市社會部

大阪市民租税外の社會的諸負擔にして定期的繼續的のものにつきて、地域的に對比し、次いでこれを個別的に且つ職業別、世帯別に調査す。(社會部報告 192:25)

東京市の新特別税 (1)(2)(3)……………能勢 貞治

昭和 9 會計年度より實施されたる東京市の新特別所得税の解説なり。(自治研究 10.10:39-57; 10.11:35-46; 10.12:47-58)

受益者負擔金賦課方法に關する一考察……………高橋 幸枝

現在各都市に行はれてゐる道路の新設及擴築事業の現況、殊に地帯の設定、間口負擔及地帯による面積負擔に關する現在の取扱に對しての改善意見にして、間口負擔に就ては之を指數制度に改め與行に従ひ漸減賦課をなすべきを提唱す。(都市公論 17.12:41-78)

都市の財政難と市營保險事業……………中野 有光

保險事業市營化に關る全國市長會議提出議題の解説。(都市問題 21.2:178-182)

税外收入に注目せよ……………安部 磯雄

中央地方財政の收入増加策として自然的獨占事業の官有化を主張す。(都市問題 21.2:313-324)

頭寒足熱の財政……………田川大吉郎

地方財政救済問題に對し地租委讓を唯一の對症療法として主張す。(都市問題 21.2:325-334)

横濱市財源を中心とする一考察……………岡野 鑑記

横濱市の貿易第一主義の財政々策は工業、住宅、觀光方面にも擴大さるべきであり、これにより財源の普遍化を計るべきであり、而もこの多角的財源の培養は一般地方的財政問題としても重要な所以を説く。(都市問題 21.2:350-358)

地方財政の缺陷と不勞增價税、彈力的交付金の組織化……………高島佐一郎

地方財政難の打開策として教育費の國庫全額支辨と地租の地方稅化、土地不勞增價價税の設定を主張す。(都市問題 21.2:269-279)

英國地方税制の検討……………小川市太郎

現行英國地方税制を検討して、我國のそれと比較す。(都市問題 21.2:501-513)

(4) 公 債

現下の財政に於ける地方債の意義……………永田 清

地方財政の破綻は或程度中央集權主義の財政々策によること多きも、この缺點を地方債政策に迄及ぼすことは不可であるから、都市及農村の具體的事情に應じて適切な地方債許可政策をとり、劃一的政策を廢すべしと説く。(都市問題 21.2:419-435)

○震災關係國庫貸付金及復興事業費分擔金に關

する調査……………東京市役所

(9.9:97)

東京市佛貨公債問題の展望……………能勢 貞治

東京市佛貨公債の裁判問題を中心として、その經緯を詳述す。(自治研究 11.5:57-66)

地方債發議の迅速化と地方當局者の協力……………加藤於菟丸

(自治研究 11.2:27-40)

(5) 財 政 調 整

地方自治制度と財政調整交付金……………柏 祐賢

地方財政調整交付金の意圖する所は中央集權的自治制乃至地方分權的自治制に非ずして、専ら地方自治の調整再建にあるものとして、その意義を述ぶ。(帝國農會々報 25.7:44-52)

地方財政の一般的救済は無用である。特定地方に適切なる對策を講ずべきである……………菊地慎三

一般的地方財政調整交付金制度の不備を實際行政的立場より指摘し、むしろ災害地其他特定地方に對し特殊な財政改善施設の緊要な所以を説く。(都市問題 22.2:255-279)

地方財政制度改善の副作用と悪影響と眞の永久的效果……………菊池 慎三

(都市問題 21.4:133-149)

農村財政の窮乏と對策……………神戸 正雄

都市財政より不利な地位にある農村財政の窮乏につきその歳入及歳出方面よりの窮乏原因をあげ、その對策として地方制度の改造、地方事務の劃一制の改善及租税の側に於ては地租と營業收益税との均衡を得しむるを要すと説く。(農業の經濟 2.9:2-11)

地方財政改革の焦點……………汐見 三郎

地方財政の改革には單に一般的對策のみでなく、各團體の特殊性に應じて諸種の具體的方

策を必要とする旨を説きつゝ、特に現在主張され実施されんとする財政調整交付金制による都鄙の財政の負擔均衡に就ては都鄙の對立を緩和するの精神を以て立案する要ありと主張す。(都市問題 21.2:3-24)

地方財政調整制度の本旨……………永安 百治
(都市問題 21.3:47-55)

地方財政調整交付金制度案の批判…中川與之助
かつて發表されたる同制度内務省案の批判にして、本案は幾多の缺點あるも、それは行政的努力によつて或程度迄免れ得る性質のものであり、従つて地方財政の根本的對策に着手されざる限り、尙ほ之を支持するの價値ありとなす。(都市問題 21.3:57-64)

農山漁村の財政の標準形態……………汐見 三郎
畿賀縣の農、魚、山、養蠶村財政の標準形態をとりあげ、村落に於ける健全財政主義を數字的に分析す。(經濟論叢 41.4:132-141)

都市と農村の負擔均衡化問題の考察……………中深辨次郎
(都市問題 18.5:27-46)

地方財政調整交付金の配分標準に就て……………柏 祐賢
地方財政調整交付金の配分標準に就き内外に於ける諸提案並に制度を考察し、その抽象的結論としては各地方團體の財政需要と、その地方團體の構成員の資力と負擔力とを以て配分標準を作成し、而も尙ほその指數は單純に過ぎず複雑に互らざるものたるを要すとなす。(社會政策時報 181:93-123)

(6) 會計制度

○公益企業會計……………竹中 龍雄
公益企業會計を主として理論的方面から考察し以て同企業會計關係法規の解説並に批評をなし更にその實務の説明をも兼ねたもので、3編19章よりなり、第1編は所謂レイト・メーカーの研究、第2編 公企業の公益企業政

策的統制とその會計論、第3編會計學的見地より觀たる公益企業會計の特質に分ち、尙ほ附録として參考諸法規の外に獨乙に於ける公營瓦斯事業會計表に掲ぐ。(10.5:396)

○官廳會計……………花田七五三
複雑多岐なる官廳會計制度を5編に別ち各關係諸法規に照して之を詳述せるもので、第1編の總説に次いで、第2編一般會計、第3編特別會計、第4編財産會計、第5編會計監督を論じ、附録に關係諸法規を掲ぐ。(9.12:469)

地方自治體の財務監査制度……………岡野 文助
(都市問題 19.:68-78)

イギリスに於ける地方自治體の會計監査制度……………岡野文之助
(都市問題 21.1:75-86)

16 地方行政

○地方行政(上)自治行政叢書第4卷…坂 千秋
(10.5:530)

我國の自治體政治の不良性に就て……………長谷川萬次郎
我國の自治政治の不良性をば、その歴史と傳統とを有せざる我國が單に西歐のそれを外形的に移植した結果に基因すと説く。(都市問題 20.6:1-11)

我國自治政治の不良性の眞因……………大須賀 巖
(都市問題 21.1:27-38)

轉換期の地方行政……………蠟山 政道
岡山縣町村長總會に於ける講演要旨。(自治公論 7.3:4-12)

地方自治制度改革意見としてのリベラリズムとファシズム……………吉川末次郎
第4回全國都市問題會議に於ける渡邊宗太郎

氏、大島正徳氏、中島賢蔵氏等の地方自治制度改革意見に就て批判を試み、地方政治と官僚との關係、都長官選の是非等を論ず。(都市問題 20.2:27-41; 20.3:21-34)

自治制度と選舉肅正……………宇賀田順三
自治制度と選舉肅正との關係を論じ、選舉肅正を必要とする根本理由を説く。(帝國教育 680:66-84)

昭和10年朝鮮地方選舉概觀—主として選舉に現はれた内鮮人の比率について……………松岡修太郎
(都市問題 21.3:91-107)

市町村の地域擴大運動……………大塚 辰治
地域擴大運動の歴史及最近の状態を顧み、擴大運動の動因、目標、等を論ず。(斯民 29.11:37-54)

市域擴張の法的问题……………清宮 四郎
市域擴張行為の形式、擴張手續の要件、擴張の法的效果等に就き述べ。(都市問題 19.6:79-86)

吏員制度に就て……………入江 俊郎
人事行政の中心題目は適材適所と機均等の二つに歸着すとなし、之と關聯して吏員の任用、待遇、分限の三問題に就き説く。(都市問題 19.5:51-65)

第65議會の建議を通じて觀たる地方行政改善の要望(上)……………
(地方行政 42.6:124-128)

アメリカのカウンティ(縣)制度……………弓家 七郎
州行政一般のための最大地方行政區劃たるカウンティ(縣)に就き、(1)その區域、(2)設立廢止、區域の変更、(3)一般的性質、(4)政治組織、(5)縣會の職能及び權限、(6)司法區劃としての縣、(7)其他の縣の官吏、(8)縣に對する監督等を述べ。(都市問題 20.5:51-70; 20.6:39-62)

米國市政府の現状とその傾向……………弓家 七郎
國際市支配人協會編纂 1934年度都市年鑑の提示せる材料を基礎とし、米國商務省發行1915年度一般都市統計と比較對照して最近20ヶ年に於ける米國市政府の構成に關する傾向を概括的に述べ。(都市問題 20.1:35-55)

プロイセンの新市町村制……………杉村章三郎
1935年1月1日より實施せられたナチス市町村制の翻譯紹介。(國家學會雜誌 48.12:2-25)

ドイツに於ける統一市町村制の制定…小田忠夫
1935年1月30日發布の統一市町村制の解説紹介。(都市問題 20.5:97-108)

ベルリンの新都制……………小田 忠夫
ベルリン新都制(1934年6月29日發布)成立の由來を概観し、新制の内容及び之に對する現ベルリン市長ザーム氏の意見を紹介す。(都市問題 20.2:125-141)

ドイツの統一市町村制に就て……………杉村章三郎
新制の理想と改革の要點を述べ、新制をシュタイン精神との關聯に於て觀察し、其の主要條文を譯載す。(國家學會雜誌 49.9:72-78; 49.11:120-130)

伊太利の新市町村制及縣制……………人見 植夫
1934年3月3日の新制の大要を紹介せるもの。(斯民 30.3:77-84)

○新京市政概要……………新京特別市政公署
(康德元年7月:71)

17 政治・法律

○秘書類纂帝國議會資料、上・下二卷……………伊藤博文編、金子堅太郎・平塚篤、校訂
(上卷9.11:590; 下卷9.12:488)

○秘書類纂憲法資料 上中下三卷……………

- 伊藤博文編、金子堅太郎・平塚篤校訂
(上卷 9.2: 672; 中卷 9.3: 560; 下卷 9.5: 500)
- 秘書類纂法制關係資料、上下二卷……
伊藤博文編、尾佐竹猛・平塚篤校訂
(上卷 9.9: 615; 下卷 9.10: 573)
- 秘書類纂官制關係資料全一卷……
伊藤博文編金子堅太郎・栗野慎一郎・伊藤博精・尾佐竹猛・平塚篤校訂
(10.7: 614)
- 第 67 回帝國議會審議法案一覽表……
(法學協會雜誌 52.5: 106-113)
- 日本行政法 上卷……渡邊宗太郎
第 1 編總則に於て、行政法關係一般、行政設備、行政機關、行政行為、行政救済を述べ、第 2 編行政組織に於て官治行政組織及自治行政組織を論ず。
(10.5: 609)
- 直接民主政治、現代政治學全集第 15 卷……
河村 又介
國民投票制度に就き法律理論及政治的運用の兩方面に互りその思想的根據を明にしつつ最近に至る迄の世界各國の事例を網羅し、最後に國民投票制度の利弊を説く。(9.12: 450)
- 公法學上の諸問題(美濃部博士記念論文集)……
林田和博、河村又介、笈克彦、田上穰治、田中二郎、宇賀田順三、鶴飼信成、野村淳治(以上第 1 卷)、柳瀬良幹、小林己智次、佐藤五次郎、佐々木惣一、清宮四郎、宮澤俊義、清水澄、森口繁治、杉村章三郎、鈴木義男(以上第 2 卷) 氏等の諸論文を含む。
(第 1 卷 9.12: 474; 第 2 卷 9.12: 488 附 25)
- 公法判例評釋(二冊)……美濃部達吉
(昭和 8 年度. 10.8: 190; 昭和 9 年度. 10.8: 168)
- 政治及政治史研究(吉野作造先生追悼記念)……
神川彦松、高木八尺、今中次磨、河村又介、巖

- 山政道、松平齊光、堀眞琴、堀野彦、松本巖、岡義武、矢部貞治氏等の諸論文を含む。
(10.11: 575)
- 三權分立と行政權の強化……河村 又介
立法權と行政權の對立の政治的意義、行政權の強化と國民投票制度との關聯等を略説す。
(中央公論 50.1: 81-92)
- 公法私法の區別に關する論議に就て……宮澤俊義
此種論議に於ける方法論的無反省に鑑み、公法學—法律學—の考へ方に於ける方法的反省の必要を強調す。(國家學會雜誌 49.9: 16-34)
- 政治的統一の諸理論……巖山 政道
政治的統一なる概念の構成又は批判に際し關聯し來る方法論とその 2, 3 の主要なる概念的要素を吟味し、カールシュミット、エリクソン等の諸説を論ず。
(國家學會雜誌 49.9: 1-15; 49.10: 30-45)
- 公益の本質……渡邊宗太郎
公益は私益に對し不特定人の共通的利益を意味し、公益の中所謂公衆の需要を充足する利益なりとして法上私益に依る侵害から保護せられてあるものは社會的利益たる公益であり、斯くの如き社會的利益が法の受容に依り國家又は其他の政治團體の目的を構成するに至るとき、政治的利益たる公益にまで止揚されると説く。
(公法雜誌 1.1: 35-46)
- 自由主義の顛落と法治主義の危機……末川 博
(改造 17.7: 2-14)
- 地方自治の本質……渡邊宗太郎
地方自治の本質は自治行政の主體たる地方團體と其の上位權力たる國家との關係を考究する事に依つてのみ明にされ得るとの著者の見解を述べたもの。プロイセンの自治制度を歴史的に觀察し、自治制度に關する諸學説を吟味し、最後に地方團體の獨立作用と國家の監督作用を説く。附説としてドイツに於ける地方自治の危機、及プロイセン新自治法に關する論説を含む。
(10.6: 351)

- 自治の要素に就て……宇賀田順三
自治の要素として、(1) 自己の機關に依る事(2) 自己の事務を有つ事、(3) 自己の責任を以て行ふ事の 3 を挙げ、夫々の要素に就き詳論す。
(法政研究 5.1: 1-56)
- 市風自由の原則……西本 顯
中世封建社會の都市に於ける所謂市風自由の原則の法律的意義を論じ、之れが各國に於ける法源を比較す。(法學論叢 33.4: 95-110)
- 土地收用法論……渡邊宗太郎
緒論として土地收用の基礎的觀念及び土地收用法の發達に就て述べ、本論に於て、土地收用請求權、損失補償、收用擴張請求權、買受權等の諸問題を詳論す。
(10.2: 324)
- 18 都市地理及府市町村史誌類
- 都市地理序説……國松 久彌
新しい人文地理學は文化景觀の地理學にして、都市地理學の對象は都市景觀なりとの立場から、歐洲の古代、中世、近世の都市、及び我國上古、奈良平安時代、鎌倉室町時代、豊臣徳川時代の各都市に就て述べたるもの。
(9.4: 230)
- 聚落形態論……綿貫 勇彦
ルドルフ、マルチーニ著、ドイツ聚落の平面形態、及びハーバート、シュレンガー著、シュレンゲンに於ける地方聚落の形態、を譯述す。
(10.8: 225)
- 東京府史蹟名勝天然記念物(調査報告第 21 冊)……東京府
(10.5: 32)
- 東京市史稿(市街編)……東京市役所
(第 20. 9.3: 967; 第 21. 9.3 969; 第 22. 9.3: 1043; 第 23. 9.11: 986; 第 24. 10.3: 1053)
- 四谷區史……四谷區役所
(9.3: 737)
- 下谷區史……下谷區役所
(10.3: 1314)
- 麴町區史……麴町區役所
(10.3: 1303)
- 明治大正大阪市史……大阪市役所
第 2 卷 經濟編上 (10.3: 1113)
第 3 卷 經濟編中 (9.12: 1232)
第 8 卷 總目次年表索引 (10.3: 444)
- 風土と生活、福岡縣地誌……金尾 宗平
(10.7: 392)
- 新潟市史(上下)……新潟市役所
(上 9.5: 1161; 下 9.12: 1062)
- 尼崎志三……尼崎市役所
(10.2: 198)

19 統計・年鑑

- 日本都市年鑑(昭和 10 年用)……東京市政調査會
9.19(918)
- 昭和十年全國市町村別面積調……内閣統計局
府縣別、市郡別及市町村別各面積を掲ぐ。
(10.10: 97)
- 昭利七年度火災統計表……大日本聯合火災保險協會
(9.11: 127)
- 東京市勢圖表……東京市役所
(10.4: 44)

●都制及特別市制攻究上不可缺の參考資料

東京都制案の内容如何は全國自治政の興廢にかゝはる大問題

東京都制案要綱

(附)都制問題に對する東京府市區町村側等の意見
東京都制に關する諸案の要綱
菊判 P 103 (¥ .30 円 .04)

東京都制論

東京市政調査會理事 池田安著
菊判 P 139 (¥ .50 円 .06)

東京都制案反對の重點

附・本問題に關する言論機關最近の論評一斑
菊判 P 40 (贈呈 円 .02)

都制問題特輯

「都市問題」第十五卷 第五號 P 220 (¥ 0.60)

東京都制に關する諸案

菊判 P 107 (¥ .60 円 .04)

東京都制問題小史觀

一特に區域問題の解決策に就いて一
都市問題パンフレット No. 26 近藤 操著
菊判 P 38 (¥ .20 円 .02)

東京市日比谷公園内(振替東京七一六〇九)

東京市政調査會

増補四版

(昭和九年迄分蒐録)

市吏員の
銓衡方法
と
試験問題

銓衡試験問題については左の
市のもを全部網羅してゐる

東京八名高那倉
古
京屋幡知新敷

神和甲清字福堺
歌
戸山府水島岡

京横門九郎金山

都濱司路龜口澤

財人團 東京市政調査會 (振替口座東京七一六〇九番)

蠟山教授評 今日の時代は、何れの先進國に於ても、官公吏はこれを一箇の職業的境涯として擧げられるのである。従つて今日の官公吏に對する人事制度の基調は、これら職業的技術的觀念を以て入り込む人々に對して如何にして公共的職務に對する觀念を植ゑ付けるかにあらねばならぬ。故に今後の問題は官僚政治時代に出來た我が地方制度の精神を代へて、時代に適應せる新たな立法をするにある。その際に執らるべき基準の一つとして、地方吏員の地位に對して政黨よりの獨立を企圖し得る様な人事行政を可能ならしむる法制的基礎を與へるにあると斷言して差支ない。

かやうな立法的改革と行政的運用が行はれる爲には、輿論がこれの意義を自覺する様になることが必要であるが、我國の地方團體吏員の地位に就いては、國法上の不備が奈邊に存するかを調査すら行はれたことが無い状態である。しかるに最近この缺陷の一部分が本書によつて補はれた。

この調査は、都市人事行政の一部たる吏員の任用並に其の昇進黜陟に關する銓衡方法についてのみ試みられたものであるが、殆んど我國に於ける最初の試み、尠くとも公表せられた最初のものであらう。それだけ、本調査の價値を尊重すべきである。

(菊判一〇四頁、定價三〇錢、郵税二錢)

パンプレット

財団法人 東京市政調査會

麹町區日比谷公園市政會館
振替口座東京七一六〇九番

查がその可能を實證してゐる。
さはいへ學問と技術とを基礎とする都
市政の遂行によつて矯正されねばなら
ぬ社會缺陷は尙ほ幾多残されてゐる。こ
れ等缺陷に對しては都市自體の躍進的發
展、社會變遷、經濟的推移、政治思想の
變化に應じて速かに適切公當なる方策を
以て臨まねばならぬ。
「都市問題パンフレット」はこの必要に
應ずる即効的資料である。簡潔低價の小
冊子ではあるが、年と共に多端を加へ來
つた都市問題界に本書の演ずる役割は
決して小さくないであらう。

No. 3	川本 宇之介	大阪市の學區廢止と其に伴ふ施設計畫に就て	P. 58 20 sen
No. 5	法學博士 關	一 市營事業の本質 (再版)	
No. 6	醫學博士 藤原九十郎	都市の塵芥處分問題 (再版)	P. 37 20 sen
No. 7	法學博士 關	一 下水道事業の經濟 (再版)	P. 26 10 sen
No. 8	東京市政調査會	市會に關する制度改善諸案	P. 46 20 sen
No. 9	醫學博士 藤原九十郎	都市の尿尿處分問題	P. 72 20 sen
No. 10	池田 宏	都市行政の大恩人としての故後藤伯を憶ふ	P. 15 扉裏 1 10 sen
No. 11	谷川 昇	瓦斯事業市營買收論	P. 33 10 sen
No. 13	池田 宏	公益企業概念とその諸問題	P. 34 10 sen
No. 15	池田 宏	大都市問題と市町村の統合	P. 20 10 sen

都市問題

一冊一研究の叢書

各冊二十頁乃至六十頁の普及版
執筆者は斯界の權威揃ひ

現代都市は、物質的にも精神的にも、
國家活動の源泉である。同時に都市社會
の不安は、國家社會の一大脅威である。
一國の政治經濟文化の上に於て現代都市
の占むる此の重大なる地位は、文明の進
化につれて駁々乎として止むことなき都
市の膨脹發展によつて愈々其の重要性を
加重する。
現代都市が商工文明の所産たるの特質
より生ずる凡ゆる禍害は到底避くべから
ずとして絶望的所説をなすものがある。
果して此の禍害より都市を濟ひ、市民生
活の福祉の増進を期することは不可能で
あるか？ 否、最近の衛生統計や社會調

No. 16	醫學博士 藤原九十郎	都市塵芥の處理方策	P. 57 20 sen
No. 17	醫學博士 藤原九十郎	都市の空中淨化問題	P. 65 20 sen
No. 19	東京市政調査會	東京市政現下の諸問題	P. 27 10 sen
No. 20	東京市政調査會	市吏員の銓衡方法と試験問題	P. 59 30 sen
No. 21	池田 宏	報償契約に就て	P. 21 10 sen
No. 22	木村 尙一	本邦無軌條電車の實績	P. 42 20 sen
No. 23	池田 宏	上水道の法律統制	P. 36 20 sen
No. 24	池田 宏	都市計畫の將來と地方計畫	P. 42 20 sen
No. 25	池田 宏	都市災害防備策	P. 92 30 sen
No. 26	近藤 操	東京都制問題小史觀	P. 38 20 sen

都市災害

防備策

財團 東京市政調査會理事
法人 池田宏著

池田宏著

所謂都市災害の恐るべきは、彼の關東の大震災、昨年の關西風水害、兩館の大火災等の實例に徴するも明らかである。この悲惨事をして可及的少なからしめ且又損害をして減少なる範圍と僅少なる價額に止めしむる爲には、爲政者は素より一般市民に在りても常時、萬全の防備策が考究され、確立實施されて居ねばならぬ。かゝる見地に立ちて都市災害を凡ゆる角度より検討し盡したるもの即ち本書で、盡し斯種問題に對する唯一の觸りたる文獻として經世家の一顧に値するであらう。

本書の内容

第一篇 自然災害防備策
昭和九年九月二十一日と其颱風災害記録——我國民性と天變地異の試練克服——災害の教訓と各種規程の施設規格——公私の施設に對する管理の歸屬と其の責任の明定——災害善後措置に關する國策の検討

第二篇 火災防備策
行政警察上に於ける火災豫防行政の地位——火災の危險に對する生命財産防護の價値と社會の責任——我國の火災統計と火災に因る損害——全國大火曆と火災豫防行政の重要性——火災原因と火災豫防に對する教訓——防火上の第一義と防火地區制——火災に對する個人の責任——都市計畫上に於ける火災防備

(番九〇六一七京東替振) 園公谷比日市京東

行發會查調政市京東

最新刊
菊判九十一頁
定價三十錢
送料二錢

都市問題に關する
社會學的一考察……高田保馬
自治公民の根本精神……大島正徳
特に民衆主義の立場より
する市長制の考察……渡邊宗太郎

吏員制度に就て……入江俊郎
大阪の
風水害に就ての感想……長岡半太郎
颱風に就て……岡田武松
小學校建築の
風害に就て……田邊平學

木造家屋の火災溫度……内田祥三
都市災害防備策の確立……池田宏
災害防備・自治濟美を議題とする
第四回全國都市問題會議の
收獲—研究報告の要旨……

帝都市政の基調と
財政難對策……菊池慎三
都市林に關する
若干考察……柳下鋼造
東京市の退隱料並遺族
扶助料の支給狀況……川崎周一

「都市問題」九年十一月増大號
菊判二七〇頁 定價 六〇錢
送料 二錢五厘

災害防備・自治濟美特輯

公益企業ニ關スル

現代都市に於ける電燈、瓦斯、軌道、乗合自動車の如き公益事業は、都市の施設事業中最も重要な地位を占むるのみならず、市民日常生活の福祉増進上、極めて喫緊なる事業である。然し乍ら現に是等企業の提供するサービスが多く需用者の満足を購ひ得ず、併も尙之を統制すべき行政機能の全く鋭敏を缺き多くの缺漏を擁する現状を顧みる時、是が適當なる整備統制に關する法律の制定の最急務なるべきを痛感せざるを得ない。本會は一昨年六大都市當局よりの委嘱を受けて以來全能力を擧げて該制度の研究調査、並に公案の作成に努めて來たが、公益企業統制法案としての公益企業法案以下關係六命令案は一昨年これを公けにし、次でその基礎資料を成す實證研究を完了した。「公益企業ニ關スル調査報告」十三冊(既刊)は即ちその成果で第一編は「公益企業法案」を中心とし、配するに現行關係法規の比較總覽を以てしたものである。

第二編は、右法案立案の基礎をなした所の實證研究

公益企業法案 (單行本)	P. 140
第一編 (各四六倍判)	
第一冊 公益企業ニ關スル調査經過報告	P. 112
第二冊 公益企業法案附屬命令案	P. 128
第三冊 公益企業法案理由書	P. 32
第四冊其一 現行主要公益企業法規要項比較	P. 34
第四冊其二 現行公益企業法規類集	P. 1,700
第二編 (各四六倍判)	
第一冊 本邦公益企業調査總說	P. 7.70
第二冊 本邦水道事業ニ關スル調査	P. 427
第三冊 本邦瓦斯事業ニ關スル調査	P. 269
第四冊 本邦電氣供給事業ニ關スル調査	P. 770
第五冊 本邦軌道事業ニ關スル調査	P. 738
第六冊 本邦自動車運送事業ニ關スル調査	P. 530
第七冊 本邦地方鐵道事業ニ關スル調査	P. 214
第八冊 本邦運河事業ニ關スル調査	P. 65
第九冊以下 其他公益企業ニ關スル調査	未定
附錄 公益企業ニ關スル諸家ノ意見	P. 260

調査報告

資料で、茲に公益企業として扱はれた事業は水道、瓦斯、電氣供給、軌道、乗合自動車、自動車道、地方鐵道、運河等に亘り、その公私營たるを問はず規模の大小に論なく、各企業を凡ゆる角度から剖檢し盡したもので、電氣、軌道の兩調査の如きは四六倍判七百餘頁に上る浩漭なる大冊を成してゐる。其の内容は事業の沿革、料金制、サービス、特許權の行使狀態、建設費、株式及公社債、損益計算、貸借對照表、企業の利潤、減價償却並事業設備及成績、附帶事業兼業及投資事業の管理狀況、企業の相關關係を主要骨子とし、企業の經營管理に關して精確にして系統的なる研究が遂げられてゐる。本調査の有權的たる事は既に各方面の認むる所である。

第二冊 本邦水道事業ニ關スル調査	P. 427
第三冊 本邦瓦斯事業ニ關スル調査	P. 269
第四冊 本邦電氣供給事業ニ關スル調査	P. 770
第五冊 本邦軌道事業ニ關スル調査	P. 738
第六冊 本邦自動車運送事業ニ關スル調査	P. 530
第七冊 本邦地方鐵道事業ニ關スル調査	P. 214
第八冊 本邦運河事業ニ關スル調査	P. 65
第九冊以下 其他公益企業ニ關スル調査	未定
附錄 公益企業ニ關スル諸家ノ意見	P. 260

編纂發行

財團 東京市政調査會

麹町區日比谷公園市政會館内
振替口座東京七一六〇九番

法類集

重・約協及程規給供用使の私公・例決判・例
類規法るあ係關に用運及度制の業斯もく
!集全規法大一る巨に頁餘百七千一

改訂
加除版

東京市日比谷公園
振替口座東京七一六〇九
東京市政調査會

詳細内容見本郵呈

第十五篇	第十四篇	第十三篇	第十二篇	第十一篇	第十篇	第九篇	第八篇
關係法令並契約	庶民金融並住宅	屠場事業	市場事業	下水道事業	水上運輸事業	港灣事業	索道事業

本製ス一口ク式除加判菊・組字活號六部全
錢三十三料送留書

公益企業業

實政行・令命律法るす關に業企益公邦本
苟等約協及規法屬附・案正改の法本根要
件十三百六・篇五十全 ず羅網を之切一は

東京市政調査會編纂

本書の内容大別

第七篇	第六篇	第五篇	第四篇	第三篇	第二篇	第一篇
運河事業	地方鐵道事業	及無軌道電車事業 自動車運輸・自動車	軌道事業	電氣事業	瓦斯事業	水道事業

典法の右座者局當政行・者業企
錢十七圓七册一價定

公益企業法案

東京市政調査會 財團法人

判 菊
P. 340
布 洋 裝
¥ 1.50
丁 .12

美濃部達吉博士(法律時報)

東京市政調査會が

政府の力も假らず、獨力以て、比較的短い期間内に、各種の公益企業の実態に付き綿密な調査を遂げ、斯ういふ整った法案を立案せられたことは、大いに感謝すべき所で、政府も地方團體も、企業者も、之に依つて重要な研究の基礎を與へられたものと謂ふことが出来る。

上田貞次郎博士(法律時報)

「公益企業」に關する

一般的な法規を設けねばならぬといふことは、過去十數年間その道の識者によつて主張されてゐたが、東京市政調査會で熱心に研究された結果、愈々「公益企業法案」の編成を完了された。これは世間の人々が普通に考へてゐる以上に我が國民生活上重大の關係ある立法事業であつて、今その立法の端緒が開かれたことは頗る喜ぶべきだ。

末弘嚴太郎博士(法律時報)

東京市政調査會に

よつて立案された、公益企業に關する法案は極めて價値の多い仕事である。私はやがて此法案が法律化して同會の努力が一日も速に開いらるべき日の至らむことを希望してやまないものである。

續山政道教授(法律時報)

「公益企業法案」は、

本邦公益企業法史上に於ける劃期的意義を有する法案である。その特色は主として公益企業に對する統一的通法たる點に存す。又本法案は公益企業をして經濟的企業としても一層進歩發達せしむる方面の提言を多量に含んで居る。この意味に於て、公益經營法又は經營教科書と名づけ得る程に、企業者自身にとりても懇切丁寧を極めたるハンド・ブックである。

公議に上りつゝある本法案

最新刊

内容

緒言
序論——公益企業と之が統制要綱
公益企業法案並に逐條理由

第一章 總則
第二章 公益企業ノ特許
第三章 企業營業團
第四章 公私協同株式會社
第五章 企業ノ共同經營
第六章 企業者ノ權利義務
第七章 企業ノ助成
第八章 企業ノ管理
第九章 企業ノ買収
第十章 公益企業審事院
第十一章 監督及罰則
第十二章 訴訟及訴訟則

批判

道家齊一郎教授(專修大學新聞)

過度な營利

を排除し、政治的情勢を驅除し、公正の圈内に公益企業を隔離することは、目下の急務である。然しながら單に理想案に止まらず、可能性を有する斯る綜合的法案の作成は、非凡なる理論的才能と行政の經驗を有する人にあざれば容易に出來ぬ。然るに今回この統制に對する先覺的法案が東京市政調査會の池田宏理事によつて發表せられたことは吾人の大いに悦び敬意を表する。

加藤於菟丸内務省地方債課長(自治研究)

同法案は

其の章を分つ事十二、全文百十五條より成る大法案であつて……苟くも今日公益企業に關する法制として調査考究を要すると認められたる事項に付ては殆んど満す所なく之を網羅せられ、實に此の種の法制としては我國に於ては勿論、恐らくは歐米諸國に於ても、未だ嘗て發表せられた事のない種類の法案である。

東京朝日新聞社説評

公益事業の目的とする

根本的な消費生活に對して、地方自治體が現在の如く法律上無勢力の状態に置かれてゐるといふやうな實情のもととして、一應識者の同情ある檢討を要求する。

小島精一教授・田村朝夫氏(經濟往來)

同誌の秋季増刊「革新日本の基本原理解」

號に於ける兩氏の論策中に、三四頁に亘り公益企業法案に對する論評を下し、之が支持又は推賞をして居る。

發行・財團 東京市政調査會

(本會へ直接) 東京市麹町區日比谷公園内
(駐文が便利) 振替口座東京七一六〇九番

本邦電氣供給

公益企業ノ整備統制

財団法人 東京市電

四六二頁本文・六七二頁統計表に於て八年餘に亘る調査總會動員

「緒言」より

電氣事業が國法上他の事業と區別して統制せらるゝ所以は、言ふ迄もなく、事業の特性自ら之を然らしむるものなりと言はざる可らず。而して電氣事業が公衆の生活に必要な民法上の觀念に屬する物を公共の需用に應じて供給する事業として、一般に公益企業の範疇に屬する事業たるは、電氣事業法が一般に事業の特許、事業の施設、事業の經營、事業の管理に付特に企業者に対し嚴肅なる規定を設け、公私の企業者をして之に遵由せしむるの外、企業者に対し適當の保護を加ふるるに依つて之を察知すべく、此等の成規は、其の理念とする所偏に本事業の公益企業たる

緒言

- 第一章 現行制度下に於ける電氣供給事業
- 第一節 電氣供給事業に關する現行制度の梗概
- 第二節 電氣供給事業の法制上に於ける意義
- 第二章 電氣供給事業の概況
- 第一節 沿革
- 第二節 現狀
- 第三章 事業の特許
- 第一節 特許の性質
- 第二節 特許官廳
- 第三節 特許の準則
- 第四章 事業の創設及移轉
- 第一節 事業創設の動機及理由
- 第二節 事業の創設及移轉
- 第五章 事業の擴張又は縮小
- 第六章 企業特許權履行の狀態
- 第七章 料金制
- 第一節 料金に關する一般制度
- 第二節 企業者の料金制
- 第八章 事業のサービスの狀態
- 第一節 サービスに關する規制

事業ニ關スル調査

ニ關スル調査報告書

調査會編纂

よ實證研究・當局提出の殘部特別頒布・定價三五〇圓・圖書留送料三錢

の特質に求むることに依りて之を本旨とする所を諒解するを得べきなり。然るに舊法は大體に於て電氣設備其他業務の保安の規定に重點を置き、企業經營の行政統制に付ては寧ろ之れを從としたるやの嫌ありしに對し、新法は著しく面目を革めたるの觀ありと雖も、尙深く公私企業の実相に徴して、之を企業の特質に稽へ、之が統制の動向に察するときは未だ必ずしも缺漏なしと言ふべからず。本編は以上の諸點を實在の事實に求めて本事業經營の実相を詳悉すると共に、之れに對する國家制度の現狀を究明し、本事業の現勢を明かならしめんとするに在り。本書の内容は大綱下の如し。

- 第二章 サービスの實際狀態
- 第一節 財政制度一斑
- 第二節 兼業、副業及他事業に對する投資
- 第十章 事業の管理
- 第一節 事業の管理
- 第二節 事業管理の職制
- 第三節 従業員
- 第四節 事業の休止廢止
- 第五節 事業の事故
- 第十一章 事業者間及事業者と地方公共團體との諸關係
- 第一節 總說
- 第二節 營業區域の協定
- 第三節 市町村の其の區域外に於ける事業經營
- 第四節 經營主體相互間に於ける事業經營上の連絡共助
- 第五節 費用負擔の關係
- 第六節 報償契約
- 附表 事業の設備及經營概況
- 1 事業概要
- 2 營業成績
- 3 電燈需要狀況

本邦軌道事業ニ關ル調査

法 人
調 査 會 纂 編

- 第八章 事業のサーヴィスの状態
- 第九章 事業の財政——貸借対照表・建設費・資本並資金・損益計算(營業收入、營業費、利益處分、損失措置、減價償却)・兼業副業及他事業への投資
- 第十章 事業の設備及經營概況
- 第十一章 事業の管理——管理機關・職制・従業員・事業の休止廢止・事故
- 第十二章 事業者間及事業者と地方公共團體との關係——營業區域の擴張及變更・經營主體相互の連絡・費用負擔・報償契約

構 成 要 目

四六倍判七四〇頁・紙裝
定價三圓五十錢 送料二十二錢
十一月中發行の豫定

明治二十三年軌道條例發布後、電氣を動力とする現時の電氣軌道が長足の發達を示して我國重要都市間に普及し、今やその數一四八、營業路線七、七〇六軒、投下資本金實に二十三億圓に及び都市交通機關として最重要な使命を帯びるに至つた。

軌道事業の特性は獨占的であると公共道路上に施設するを原則とする事である。地方交通機關たる機能上に於ては鐵道と軌道の間に輕重の差等はないが軌道に於ては軌條が原則として道路上に敷設され道路交通を補充する職能を有する。従つて貨物よりも旅客の輸送が著しく多く年々十七億に近い旅客を運ぶ。これをみても軌道が如何に市民日常の交通利益に重要な職分を果しつゝあるかが分る。

しかしながら、大正中期に企業界無前の盛況を呈し該事業も、他交通機關の發達と經濟不況に果せられて、今日は著しく苦境に呻吟し、公私を通じてその將來は樂觀を許さざるものがある。今や斯事業は省察吟味の秋に際會し、その根本的對策の樹立を要求せられるに至つた。

本書は、軌道事業の特質を究明し、専ら實在の資料を基礎として事業の特許、管理、經營並に國家公共團體との關係を詳悉し、依つて以て斯業の研究に資せんとした。軌道事業の難局打開、經營更張に對し本書が暗示的資料として役立つであらう。

本邦地方鐵道事業ニ關スル調査

東 京 市 財 政 團

- 第一章 現行制度下に於ける事業——現行制度の梗概・法制上に於ける意義
- 第二章 事業の概況——沿革・現状
- 第三章 事業の特許——性質・特許官廳・特許準則
- 第四章 事業の創設及移轉——創設の動機及理由・創業・買収・拂下・合併及組織變更
- 第五章 事業の擴張又は縮少
- 第六章 特許條件の履行状態
- 第七章 料金制——料金制度一般・企業者の料金制度

兩 書 内 容

四六倍判二一四頁・紙裝
定價一圓二十錢 送料十四錢
六大市長に提出せる議本の頒布

明治文化の先驅をなした鐵道は、國運の進展と共に著しい發達を示し、今や路線二萬四千軒に及ぶ。これは鐵道固有の機能に因ることは勿論であるが、鐵道國家政策に基く鐵道行政によつて促進せられたことは否めない。即ち我鐵道政策は、鐵道は本來國有經營とすべき主義に則り、國家自ら之を敷設し經營すべきものとして來た。たゞ一地方の交通を目的とするものに地方鐵道として其の敷設を免許し得ることを定めてゐる。かく地方鐵道法その他關係法令に依つて規制せられる事業が地方鐵道事業である。

地方鐵道は、その運輸機能からいへば主として一地方一都會内に於ける地方的交通を目的とし、その特色とする所は軌條を敷設し電氣又は蒸氣を動力として大量貨物の輸送をなし得る點である。軌道が道路上に敷設され輸送能力が自ら制限を免れぬのに比し優越な立場にある。

地方鐵道數は現在二六二で、その營業路線七、〇一八軒(國有二四、四八七軒)投下資本金一、一五八、三〇〇千圓(國有三、三八二、八二〇千圓)に達する。その輸送成績は國有の八億二千萬人の旅客に對し四億二千萬人。その貨物輸送は國有六千四百萬噸に對し二千三百萬噸。以て企業界に於ける地位と公益企業としての重要性が窺はれよう。

本書は「公益企業の整備統制に關する調査」の實證研究篇の一に相當し、地方鐵道の制度上及び經營上(主として各企業者よりの回示資料に基く)の實相を詳細に互り明かにしたものである。

東京市政調査會調査

瓦斯事業報償契約

菊判一〇〇頁
送料五十四錢

電氣事業報償契約

菊判一二〇頁
送料六十六錢

瓦斯及び電氣事業の提供するサービスは吾々市民日常生活の必需品である。吾々は勿論低廉なる料金を以て優良なるサービスを普遍的に享受することを望む。公益事業たる瓦斯、電氣事業がこの要求を満足することは現代に於ける社会的責務である。果して現在瓦斯、電氣事業はよくこの社会的責務を満足しつゝあるか。

吾々は日常生活に密接の關係あるこれ等の事業に無關心では到底居られない。然かも吾々の關心を合理的に反映し得る手段は市と事業會社との間の報償契約唯一途あるのみである。異して現在報償契約はよく吾々の要望を體して有能なる統制を加へつゝあるか。

この見地より我國主要都市に於ける報償契約の内容をつぶさに検討したるもの即ちこの兩書である。瓦斯問題の難しき今日、就いて看るべき蓋し唯一の參考書であらう。

内容目次

- 概説——契約期間——事業者の特権
- (事業の獨占・道路其他の使用占用・使用料特別税の免除)——事業者の負擔
- (報償金・公用料金の割引・料金の制限・財政的制限・供給の擴張・經理上の義務)——事業の移轉——事業の買収——事業の消滅——契約期間の満了——其他——結語

東京市總町區九の内三の四 東京市總町區九の内三の四

財團法人・東京市政調査會編纂

本邦水道事業ニ關スル調査

最新刊 四六冊判四二七頁 定價二・〇〇
諸統計三〇〇頁 送料一・二四

公共給水の起原は随分古いといはれるが、我國に於て歐米工法によつて施工せられたのは横濱水道を以て嚆矢とする。これ實に明治二十年。越えて二十三年水道條例制定せられ、水道事業は全國を通じて市町村の公費事業として國庫補助により施設せしむべき大義定まつてより、積極的に布設せられるに至り、今や内地水道數三三七三(五年度)に達する。

然しながら水道本來の職能に顧みるとき、今日の普及状態を以て満足すべきであらうか?その市民生活に直接する點に鑑み之が經營に遺憾はないか?事業の計畫、經濟、財政、技術將又監督上ベターメントの餘地が無いであらうか?蓋し公共給水の研究は決して盡されてゐるとはいへぬ。現に玉川水道の水質不良問題によつて、

編なくも本邦水道制度の缺陷が暴露せらるゝに至り、現行水道條例の改正、適切な監督、非常時應急施設、料金の合理化、水源の保全等に對し、輿論頗る高まり來り、新業關係者の責務が更に一段と加重された。

本書は本會の「公益企業ニ關スル調査」の第二編第二冊で、最新資料を基礎として水道事業の制度上經營上の實體を實證的に検討したもの。斯問題研究に當り逸すことのない調査文獻と信ずる。

目次概要

- 緒言
- 第一章 現行制度下に於ける

水道事業

(府縣取締規則、職能條例規則、職能)

- 第二章 事業の概況(沿革現狀)
- 第三章 事業の創設及び移轉

- 第四章 料金制(沿革、現狀、決定方法)

- 第五章 サービスの狀態
- 第六章 事業の財政

(貸借對照表、建設費、營業費、損益計算、營業收入、營業費、利益處分、損失措置、減價償却、副業)

- 第七章 事業の管理(職制、從業員問題)

- 第八章 事業者間及び事業者と地方公共團體との諸關係

- 附表 事業の設備及び經營概況(給水施設、給水、給水設備、事業收支)

發行・東京市政調査會(總發行所東京七番一六〇七)

都制問題特輯

「都市問題」七年十一月増大號
 菊判二一八頁 送定 料價 二六〇 錢錢

東京都制案要綱……(東京市政調査會より東
 京市長に提出せる意見)

東京都制案要綱審議經過要録……

審議参加者 水野鍊太郎、井上孝哉、田川大吉郎、田代義徳、
 中田敬義、植原悦次郎、山崎林太郎、藤沼庄平、木村正義、
 土方成美、土岐嘉平、高橋雄豹、添田敬一郎、中川正左、
 牛塚虎太郎、山田準次郎、安部磯雄、菊池慎三、河原田穠吉、
 高橋龜吉、中澤辨次郎、宇佐美勝夫、窪田静太郎、丸山鶴吉、
 朝倉虎治郎、清水澄の諸氏及び東京市政調査會各理事

東京都制私案につきて……清水 澄
 都制問題解決の基準……蠟山政道
 都制と警察……高橋雄豹
 東京都制の爲に……三澤寛一

都制案上の財政諸問題……岡野文之助
 東京都制問題に對する
 東京府市區町村側等の意見……
 (八十餘氏の質疑回答の總覽)

ニューヨーク市の制度……弓家七郎

ロンドンの行政制度……小倉庫次
 ベルリン都制概説……鬼頭忠一
 バリ市の制度……弓家七郎
 ウィーン市制概観……岡野文之助

池田宏著 [最新刊]
東京都制論

菊判一七〇頁 定價五〇錢・送料六錢

東京市政調査會調查

街路照明

改訂増補出版來

現代我國都市街路照明の渾沌たる状態を矯正すべく生れたる本書は、更に滔々として停止することなき斯界最近の進歩を網羅し、理論的に嚴正且つ實用上便宜なる資料を豊富に盛つて茲に増訂再版成る。街路照明の沿革・效果・諸標準及び經營上の諸問題に就いては勿論、光のコントロール・遠方制御の技術・街路照明統制論等は本書の最も重要視したるところ——更に卷末に設計計算上の諸資料と詳細なる索引とを附して一殿堂を築きたり。

本三〇四頁・折込八葉・別刷繪一葉
 圖版一〇四・餘箇・菊版布製函入
 定價三圓 圖書留送料八十錢

受 益 者
負 擔 制 總 覽

事業費の膨脹と貧弱なる財源とを擁して、その矛盾の解決に苦悩しつゝあつた地方自治體に於て、受益者負擔制度の採用は、都市計畫事業並に道路工事費の財源として、其處に地方財源の確實性を發見して來た。この受益者負擔規程に關して、從來殆んど系統的、組織的視野の下に整理蒐集された文獻を見なかつた。茲に吾々は本書に依つて、該制度の發達を觀察し、現行規程を比較總覽し得るに至つた。過去の制度の缺陷を是正し、將來本制度を實施せんとする地方自治體に於て、本書が唯一の好資料たることは各方面より需要旺んな事によつて實證せられてゐる。

本問唯一の有權的資料なり

その内容を(第一篇)都市計畫法に依る受益者負擔規程(第二篇)道路法に依る受益者負擔規程(第三篇)都市計畫法に依る受益者負擔規程比較(第四篇)道路法に依る受益者負擔規程比較の四篇に分ち、法規は極めて最近實施の分までを收め、法規の各項目に付詳細な比較研究をなした。當務者の實際利用上の便利を意圖して編纂したもので、關係者の机上に必ず見出されねばならぬ文獻である。

菊判紙裝・六號活字組・全一九五頁・定價一圓・送料六錢

東京市日比谷公園内
振替東京七一六〇九

東京市政調査會發行

臺灣電力株式會社

社長 松木幹一郎

本社 臺灣臺北市書院町一丁目一番地

支社 東京市麴町區有樂町一丁目十番地

日本鋼管株式會社

本社及工場 神奈川縣川崎市渡田
 販賣部 東京市麹町區丸ノ内一ノ二
 電話丸ノ内(23) 3571-3575

主要製品

鋼管	鋼材	合金鐵	特殊鋼
年產 十三萬噸	年產 三十萬噸	年產 三萬噸	年產 二萬噸

當社の

水道工事奉仕

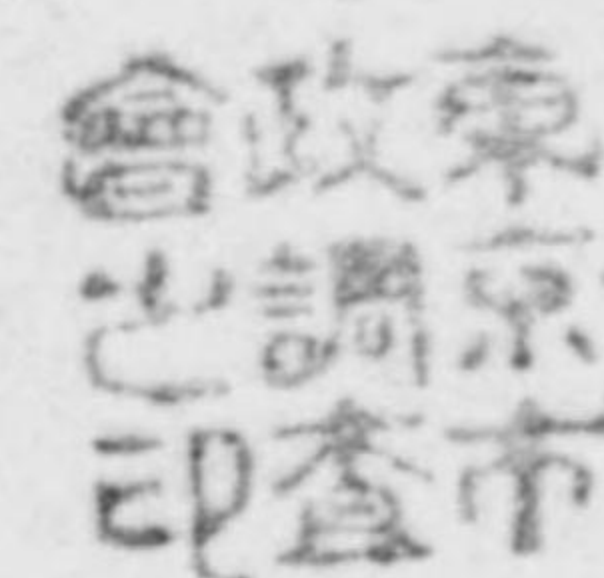
- 一、水道計劃及調査
- 一、基本調査
(水源地探索、鑑定、工事費等)
- 一、實地調査
(計畫書、圖面、出願添付書類ノ作成、但シ此分ノミ實費依頼者ニテ御負擔)
- 一、認可申請
(公署官ノ認可ニ對スル助力)
- 一、工事實施
(鋼管敷設ノ指導助力)
- 一、其他水道關係ノ一切ノ事項

擔任者

工學博士 茂庭忠次郎

昭和10年12月28日印刷 昭和11年1月1日發行

檢印



日本都市年鑑
 (昭和11年用)
 定價金4圓
 特價金3圓
 (特價期間11年2月末迄)

東京市麹町區日比谷公園2番地

編輯兼發行者 財法人 東京市政調査會

東京市京橋區京橋2丁目13番地

印刷者 山田浩通

發行所 財法人 東京市政調査會

東京市麹町區日比谷公園2番地 郵便口座東京71609番

東亞印刷株式會社印刷



S.S.K. LINE

經營航路—五十線
總噸數—五十五萬噸

主要航路

- 南米航路世界一周線……………每月一回發
- 東南阿弗利加南米線……………每月一回發
- 紐育急行線……………每月二回發
- 濠洲・新西蘭線……………每月一回發
- 孟買線……………每月二回發
- 甲谷陀線……………每月二回發
- 比律賓線……………每月二回發
- 西貢・盤谷線……………每月二回發
- 天津線……………二週三回發
- 大連線（日滿連絡）……………每月廿四・五回發
- 青島線……………每月二回發
- 基隆線（內臺連絡）……………二週三回發
- 瀨戶內海各線……………每日阪神發

其の他

臺灣・南支間航路、朝鮮航路
沖繩航路あり

東橫 名京大 神門別 鹿兒
古 濱屋都 阪戶司 府島
內外各地に支店代理店あり

大阪商船

躍進する

我社の萬對に
上御的に進
に加入信不
は立ち入頼斷
不拔の者下躍
の百の絶の
基餘絶下

投資として妙味深き

二十年拂込各種保險

を御推奨いたします

(營業案内贈呈)

日本生命

橋今・阪大店本

資本金 壹億七百貳拾萬圓

大阪市東區今橋三丁目



株式會社 三和銀行

頭取 中根貞彦
常務取締役 森敬二
同 佐野政清
同 松野龍一
同 山下元一

4

